

令和6年度（2024年度）NGO・外務省定期協議会  
「第2回ODA政策協議会」  
議 事 録

2024年12月6日

JICA地球ひろば国際会議場

（対面・オンラインのハイブリッド開催）

令和6年度（2024年度）NGO・外務省定期協議会  
「第2回ODA政策協議会」  
議事次第

日 時：2024年12月6日（金曜日）13時30分～16時35分  
場 所：JICA地球ひろば国際会議場（ハイブリッド開催）

1. 開会挨拶

2. 協議事項

(1) 有識者会議からの提言を受けての検討状況

(2) フィリピン鉄道改修事業における JICA 職員による情報漏洩問題

(3) 令和6年度国際協力局機構改革について

2024年8月の外務省の機構改革と国際協力局の課・室等の再編について

(4) ODA 広報（国際協力70周年記念事業の実施報告）【報告事項】

(5) 国連未来サミットに対する日本政府の見解と今後の対応、および、自発的国家レビューに関する対応方針について

(6) ブラジル議長国下における G20 首脳会合の結果と市民社会による活動報告

3. 閉会挨拶

**○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）**

本日オンラインで参加されていらっしゃる方もおられます。すでに画面で表示されていますけれども、簡単に留意点をお伝えいたします。

表示名は「氏名（所属）」でお願いいたします。マイクはミュートでお願いいたします。発言される際には手を上げる機能で意思表示をしてください。司会から指名を受けた後にお名前と所属先を述べて発言をお願いいたします。発言時にはマイクとカメラをオンにしてください。参加者の録画、スクリーンショットの撮影は禁止とさせていただいておりますのでご了承をお願いいたします。以上でございます。

**●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）**

開会挨拶として、若林さんにご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

**●若林（THINK Lobby 所長／（特活）国際協力NGOセンター（JANIC） 理事）**

ご紹介いただきました、JANICで理事をしております、THINK Lobbyというシンクタンク部門の所長の若林秀樹と申します。開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。実は今日は、地方開催ということで、東京でやっているとそういう感じはしないのですが、去年は関西のJICAさんを使わせていただき、その前は名古屋、そして今回は東京ということですね。JVCの今井さんと私の方で幹事ということで、JICA地球ひろばの、この広い国際会議室を一日借りることになり、多大なご協力をいただきまして、ありがとうございます。

一言ご挨拶をさせていただこうと思っております。NGOと外務省の定期協議会の歴史を遡りまして調べたところ、1996年度が第1回目であります。これはNGO側の提案でできたというふうに、記録にはなっておりますけれど、2002年度にODA政策協議会の小委員会が設置され、翌2003年度から正式にODA政策協議会というのが立ち上がりました。それ以外にもタスクフォースとして色々な意見交換の場があったりしてございましたけど、ひとえにODA政策についての意見・情報交換を行い、ODAのより良いあり方を考え、政策のアカウンタビリティを高めるという目標で、これまでやってきたところです。その意味では、この28年間、協議会が果たしてきた役割というのは、非常に大きいのではないかと感じておりますので、今後とも、さらなる発展に向けて頑張っていきたいなとNGO側も思っているところです。

一方で今年は、ODA開始70周年ということで、1954年にコロンボプランに加盟した閣議決定の年でありまして、私が実は1954年生まれでして、40歳になった時にODA40周年、50歳の時にODA50周年という、そういう覚え方ができるわけですけど、ついに私も70歳というところです。そう意味ではODAそのものが、このアジアや色々な地域の発展に貢献したのは間違いなく、日本外交の柱としても、これからもやっていかなければならない、重要な政策ではないかと思っております。今、最貧国の数は少なくなりましたが、それでも、支援を必要としている国、地域は非常に多いんですね。またSDGsの達成目標も非

常に遅れていまして、資金ギャップがそこに出ております。5人に1人が飢餓状態ということですし、緊急人道支援のニーズもどんどん高まっているという状況の中で、日本のODAをみますと、予算ベースでは、一般会計予算が当初予算で、1997年以来ずっと下がりっぱなしで、今その半分であります。

そういう意味で由々しき状態でもあるんですけど、私は一番の原点は、国民のサポートがあるかどうかというふうに思っております。いくつかのデータはあるんですけど、セーブ・ザ・チルドレンの調査によりますと、まだまだやはりこれからも国際協力が必要だという声が大きいです。一方、去年の日本財団のアンケート調査で、1万人の女性にアンケート調査を行いまして、その結果、こども関連予算を増額するためにどうしたらいいのかというところで一番多かったのが、実はショッキングなんですけれど、「途上国などに対する支援を減額」とするというのが国民のこの1万人の声だったんですね。さらに、それは「防衛費の減額」よりも多いのです。つまり防衛費は、なんとなく、やはりこの国際情勢を見れば必要だと、もっとODAを削減してもいいんじゃないかということがこの背景にあるということに対して、まだまだ国際協力の必要性の本当の姿が伝わっていないんじゃないかと思います。そういう意味で、このODA政策協議会も連携推進委員会と兼ね合わせて、我々が果たすべき役割は大きいんじゃないかというふうに思っているところであります。そういう意味で開発協力大綱も昨年改定されましたし、NGOを新たなパートナーとして位置づけるということであれば、今後の国際協力のあり方を、さらにこの政策協議会の議論を踏まえて発展させていくことは、私は必要じゃないかというふうに思っております。そういう意味ではややもすると、幹の主要な部分を外れて枝葉とは言いませんけど、各論の議論に行き過ぎているのではないか。もうちょっとやはりというか、どういう方向に我々は進むべきかということ、しっかり議論していくことが必要じゃないかというふうに、我々問題意識として持っております。今の政策協議会のコーディネーター間で1回目の話し合いが行われましたので、今後2回、3回やる中で、わからないですけど、来年の3回目の協議会ではそういうタスクフォースを作るような場面があってもいいのではないかというふうに思いますので、そういう意味でこのODA政策協議会の新しい大きな方向性を議論する場として非常に相応しいモダリティになっているかどうかというのを1回チェックして、新たなスタートを切れないかというふうに思っております。是非、そんなことを思いながら、今日の協議会が有意義な場になることを祈念して、私の挨拶に代えたいと思います。よろしく申し上げます。

### ●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

若林さん、どうもありがとうございます。それでは議事次第に従いまして議論を行っていきたいと思います。それでは大河さんよろしく願いいたします。

#### (1) 有識者会議からの提言を受けての検討状況

## ○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

外務省の大河でございます。よろしくお願いいたします。早速ですが、協議事項1から始めさせていただきます。

有識者会議からの提言を受けての検討状況ということで、こちらは外務省の提案議題になります。この議題については国際協力局原田政策課長と、同じく国際協力局開発協力総括官室の多田首席事務官に同席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

## ○原田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

外務省の原田でございます。今日はよろしくお願いいたします。私は、今年9月に着任いたしました。初めてこの場での出席ということになります。ただ、この場に限らず、これまで私も国際協力の分野にいろいろな形で関わってまいりまして、いろいろな形でご助言を個別にいただいていた方々の顔をこの場でお見かけしてございます。また新しいポジションで一緒できることを大変嬉しく思っております。

先ほど冒頭、若林代表からもお話ございましたけれども、国際協力局全体としての総意と受け取っていただいて結構でございますけれども、今日この場における全員が国際協力というものが世界にとって日本にとって重要であるということについては、志を同じくする同志であると考えてございます。その意味でも、この協議会のあり方の見直しということは重要な契機であろうとは思いますが、そういう根本的な同じ船に我々は乗っているのであるという信頼関係のもとに、重要なアカウンタビリティを果たしていく、意見を交換する、お知恵を頂戴するというところで、建設的な議論ができればと思っております。

今日、まず第一といたしまして、私からご説明申し上げたいと思っておりますのが最初のトピックでございます。開発協力大綱の改定のフォローアップとそれに関連する幾つかの動きについてご報告申し上げたいと存じます。資料は二つ、事前にお示ししてございます。一つ目が開発のための新しい資金動員に関する有識者会議の提言の概要ということと、開発協力大綱の改定のフォローアップということでございます。私からのご説明は、冒頭、口頭でこちらの事案、現在の状況の背景のご説明から入らせていただいて、後にこの有識者会議の提言の概要とその後このフォローアップという一枚紙についてご説明申し上げたいと思います。

まず、今般こういったご報告申し上げるに至った経緯でございますけれども、これは皆様方からの多大なご貢献、協力をいただいて成立いたしました2023年の開発協力大綱の改定、これが根本にある話でございます。内容について今更触れることもないとは思いますが、この開発協力大綱の改定の中でもいくつか重要なテーマがたくさん含まれているわけなんです、特に制度面でアドレスしていくべきテーマというものが我々としては特定されていると考えてございます。まず一つ目の問題は、この開発資金の問題でございます。いみじくも冒頭、若林代表のお話でもございましたけれども、資金ギャップという

のは非常に大きくなっているということ。また、アジアの貧困国の数は減ったとして、世界的な経済的な、ある種グローバルサウスと呼ばれている国々の経済の伸びといった状況があるという中で、この開発資金の問題ということはどう考えていくのかということについて、ODAの世界で真正面からやっていきたいというのが一つ目の大きなポイントでございます。もう一つのポイントは、世界の課題が本当に多様化してきているということ。それは、経済成長、貧困削減、平和繁栄、もちろんODAが本来目指す重点の課題ということもでございます。また一方で、経済成長ということの陰になっているような部分、あるいは少子高齢化あるいはユニバーサル・ヘルス・カバレッジといった、それぞれの国のある種経済成長の陰で今まで光が当たってこなかったような課題が経済成長とともに明るみに出てきている。そして途上国の国も人々もそういった分野での対策を必要としているという構図が、実際、我々も在外公館であるとか外交の舞台で、あるいは現地での人々との対話の中でも実感として感じているところでございます。

まず最初に、こちらの開発のための新しい資金動員に関する有識者会議でございますけれども、こうした問題意識に立ちまして、開発のためのこの資金、開発資金の問題についてご議論をいただくということで、有識者の方々に提言出していただいたという、そういう内容でございます。パワーポイント二枚の概要紙でございますけれども、こちらの最初のページの上半分、主な内容でございますけれども、これは本当にエッセンスのエッセンスなので、対面の場でございますので、考え方も含めて申し上げていきたいと思っております。このページの下のところでございます。ODAとサステナブルファイナンスの関係ということでございます。今回、特に焦点を当てたのが、いわゆるサステナブルファイナンスと呼ばれているような分野でございます。これは明確な定義ということがあるわけではございませんけれども、通称ESG投資であるとか、また近年発達してきている概念としては、開発効果あるいは公益性と収益性を両立させるというインパクト投資という概念もでございます。こうしたある種の目的を持った資金ということの言い換えとしてサステナブルファイナンスという言葉がこの場では使っております。従来、日本はODAを使っていろいろな課題解決に取り組んでまいりました。一方で、民間資金の分野でもサステナブルファイナンスという仕組みが持続可能な社会を実現するための金融メカニズムとしてどんどん発展してきているということでございます。総資金量も増加傾向にございます。サステナブルファイナンスに限ったわけではございませんけれども、やはり年にもよりますが、ODAのお金を一とすると、途上国に流れていく民間投資の資金のフローが二あるいは三といったような年もございます。これは取りも直さずODAが世界的に見ると、ある種相対化している、希薄化しているという、そういう傾向であろうと感じております。ただ、このサステナブルファイナンスの資金というのがかなりの部分は先進国向けの債券投資、例えばアメリカの企業さんが発行するグリーン債への投資等に向けられているというのが現状でございます。三番目のポツでございますが、サステナブルファイナンスとODAは課題を解決する資金であるというところで共通をしており、そして未来志向であり、課題解決に貢献していて、よ

り良い社会を目指すという、その根本の目的意識というところではかなり親和性が高いというのがポイントでございます。

二つ目のポイントでございますけれども、基本的な方向性として、じゃあこれからどうしていったらいいのかということでございます。この二番目、三番目のポツが中心でございますけれども、民間で取り得ないリスクの部分をODAで取って相互の連携を強化していく。ODAを触媒として多様な主体が連携し、経済合理性に基づく投資を行うことで途上国の開発につながっていくエコシステムを作る。そして官と民の水平方向で競争を続けていく。これが言っていることは、民間投資がコスト、リスク、それに伴うリターンということで決められるという根本の原則がある中で、このコストとリターンの部分を手当てすることによって、民間資金がいわゆる正しい方向という用語弊がありますけれども、開発の部分、途上国への資金というところに流れ出ていくような、そういう構造自体を作り得るのではないかというのが方向性でございます。三番目、具体的な方策としていろいろなことが書いてございますが、本日時間の関係もございまして、一個一個ご説明することはこの場では控えたいと思っておりますけれども、そのために、今まであまり考えてこなかったような仕組みも含めて、金融手法を考えていく必要があるのではないかと、また、それに伴って配慮すべき点というのも多々あるのではないかとご提言をいただいております。

こうした民間投資開発資金動員の議論を経た上で、今この足元、この状況において、これからどういったことを考えていくかということについて、別のこの開発協力大綱の改定のフォローアップという紙でご説明申し上げたいと思っております。最初、上の背景のところでございますけれども、これが冒頭、私から申し上げたようなことが、ここでサマライズされているポイントでございます。そして検討中の事項ということで、いくつか具体的な施策を検討しております。これは実現する、まず全体として申し上げると、これを実現するためにはものによってはJICAの法律改正といったことも必要になるような事項も含まれてございます。裏を返しますと、我々としてもそこまで抜本的なレベルで取り組んでいきたいテーマであるということでございます。こちらの検討中の事項の(1)でございますけれども、有識者会議の提言を踏まえまして民間資金動員のための施策をいくつか追加していくというそういう中身でございます。それぞれの中身が先ほど申しましたようなリスクであるとか、コストの部分を取ることで、それでレバレッジを発生させて、その投入した額よりも多くの資金を動員していくという、そういったことを意図したものでございます。そうしたことによって、民間資金との競争で途上国への資金のフロー自体をある種今まで商業性がないので実現できなかったような分野に民間資金を使ってインパクトを拡大していく。そしてまたリソースの仕様について効率性を図って本当に必要な真水の資金、必要な分野についてはしっかりと手当てをしていくといったような、リソース全体の再配分の効率化といったことも目指していきたいと考えております。二番目が国内外の課題解決力を有する主体との連携強化ということでございます。NGOの力もしかりでございますけれども、国内、地方、大学であるとか、そういったところから生まれてきているような

学際ベンチャーであるとか、あるいは、いろんなスタートアップの企業であるとか、社会課題を解決する力というものは東京の政府、大企業だけではなくて、様々に日本全体にあまねく存在していると考えております。こうした多様な主体との連携を強化して、多様な社会課題の解決に努めていくためのツールとして検討しているのが草の根技術協力の担い手の拡充、無償資金協力のさらなる迅速化といったテーマでございます。またJICAの財務についても、こうしたことを実施しつつ、なかなか国民世論的にも真水予算というのは難しい中ではございますけれども、様々な資金源ということを追求していきたいと、こういったことが中身でございます。

以上、ご説明でございまして、残りの時間を使ってご質問頂戴して、さらなるご不明点ございましたら、その場でご回答申し上げたいと存じます。一旦説明は以上で終えさせていただきます。

#### ○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

ありがとうございました。ではNGO側からご質問、ご意見等ありましたらよろしくお願いたします。

#### ●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

はい、それではNGO側の方で本件に関してコメントもしくは質問のある方はお願いいたします。まずは柴田さん、お願いいたします。

#### ●柴田（（特活）ワールド・ビジョン・ジャパン（WVJ） アドボカシー・シニア・アドバイザー／（一社）SDGs市民社会ネットワーク開発ユニット 幹事）

はい、よろしくお願いたします。ワールド・ビジョン・ジャパンでアドボカシーを担当しております。また、SDGs市民社会ネットワークの開発ユニットで幹事をしております柴田と申します。よろしくお願いたします。ご説明いただきありがとうございました。

SDGsをずっとフォローしておりますが、開発資金の課題、SDGsの資金ギャップの大きさについては継続して指摘されています。昨年のSDGsサミットしかり、今年の未来サミットしかり、一番の議題になっておりまして、また、来年6月には第4回開発資金国際会議もスペインで開催されます。そのような中、民間資金の活用は国際的なトレンドになっています。開発資金ギャップがある中で資金量が増えることは望ましいことですが、市民社会、NGOにとっては、その資金の流れが脆弱層に対してどれだけのインパクトをもたらすのかという点が一番関心が高いところでございます。資金が増えることはウェルカムですが、それが本当に脆弱な方々に届くのか、逆に途上国の中でますます格差を広げてしまうのではないかとこのところが一番気になっております。その観点で、現段階で国やセクターはどういったところを想定されているのかについてまずは伺いたいです。その上で、ブレンデッドファイナンスに関しての国際的な基準との整合性についてどう考えていらっしゃるか

についてお伺いできればと思います。ブレンデッドファイナンスについては、OECDが2021年にガイダンスを作っており、また、ブレンデッドファイナンスの国際的な議論ではJICAさんも貢献されていると思います。いくつかやはりポイントがあるかと思ひまして、例えば追加制というところで、この民間投資を入れないと、もしくは開発の譲許的な資金だけでは、さらなる開発効果が望めないですとか、SDGsやその国の開発目標とアラインしたものでなければならないというような、いくつかの基準があるかと思ひます。そのあたりの整合性をどう考えてらっしゃるかという、大きく二点についてお伺いできればと思います。以上になります。

#### ○原田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

はい、ご質問ありがとうございます。冒頭おっしゃってございました脆弱層の方々への影響という点も含めまして三点ご説明してまいりたいと存じます。一点目のまさに貧困層とか資金を必要としているの方々への影響ということでございますけれども、これは我々も常に意識していかなければならない点であろうと思ひます。世界的なトレンドでございますので、世界全体で見て日本のみならず、多様なドナーがこの分野をやったことの後に世界がどうなっていくかという、そういうビッグピクチャーについて今この場で予測することはなかなか難しいのですが、ただ、そういった貧困層の方々、真に資金を必要とされているの方々への影響ということをある種意識した上で、我々自身もこれから制度を作っていかなければいけませんし、またこういった場で、ご提言や現場の状況を教えていただいて、不断の見直しを図っていくということになるかと思ひます。また、もう一点、我々あくまでも日本の公的資金の出し手という立場で申し上げますと、今回の民間資金動員は、民間資金の動員によって資金効率の最適化を図るという意図もございます。ある種この民間資金動員というツールを使うことで、適切と思われる分野、次の質問とも関係してまいりませけれども、そういった分野については、こういった仕組みを活用し、従来使ってその分野に投入していたようなリソースを、さらに資金が必要、本当の意味で資金が必要とされている層にリアロケーションしていくといったようなことも見えてくる世界であろうと思ひてございます。二つ目の分野でございます。こちらはまだ今の時点でこの分野をやりますということまで申し上げるほど熟度が高まっているわけではございませんが、一般論として申し上げますと、やはり世界的に見ると、再エネの分野であるとか、こういったところは特に政策的に収益性があまり上がってこない、具体的には例えばインプットに対してリターンが上がってくるのは現地通貨建てであるとか、時間がかかるとかいう理由でなかなか投資が回ってこない分野であるとも考えてございまして、いくつかこういった民間資金動員が有効に使える分野ということは今後考えてまいりたいと思ひます。三番目、OECDガイダンスを含めての取り組み、整合性でございますけれども、JICAさんも今回のOECDの議論等には積極的に主体的に参加しておられて、かなり先駆的にやっておられる分野であると認識してございます。まさしく国際的な基準に沿ってやっていくということも重要な

テーマであろうと思っておりますので、こういった国際的な基準、ルールに沿って、制度の設計を進めてまいりたいと考えております。以上です。

●柴田（（特活）ワールド・ビジョン・ジャパン（WVJ） アドボカシー・シニア・アドバイザー／（一社）SDGs市民社会ネットワーク開発ユニット 幹事）

ありがとうございました。制度設計の途上ということですが、だいたいいつぐらいを目途に制度設計を完成させるご予定でしょうか。また、そのプロセスで、こういった意見交換会のように、市民社会からのコメントなり懸念をお伝えする機会はございますでしょうか。

○原田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

はい、ありがとうございます。懸念というところから入られることについては、なかなか我々も顧みなければいけないことがあるとは思いますが、まだそういったところも含めて議論の途上でございますので、いつまでにとということについては、なかなか予見することは難しいなと思っております。ただ、いずれにしてもNGOを含め様々なステークホルダーのご意見を賜りながら、現実のものとしていきたいと考えております。以上です。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。他にご意見のある方、今、私の方では稲場さんから挙手が上がっているというふうに承知しておりますが、それからごめんなさい。稲場さん、堀江さん。この対面の会場でご発言をされたい方いらっしゃいますか。重田さんと今井さんから手が上がっております。たくさん手が上がっておりますので、大変恐縮ですが、手短にポイントよくお願いいたします。まず稲場さんからお願いいたします。

●稲場（（特活）アフリカ日本協議会 共同代表）

はい、お世話になっております。アフリカ日本協議会の稲場と申します。よろしくお願ひします。この議題は連携推進委員会の方でもおやりになられるという風にも聞いておりますが、私の方はこの（2）、検討中の事項の（2）の②についてということをお願いいたします。草の根技術協力、JICAのいわゆるNGO等を支援するスキームということになっているかと思いますが、草の根技術協力の担い手の拡充ということをおっしゃられたと思うのですが、これ拡充という点で申し上げますと、現状で地方自治体向けのスキームも草の根技術協力の中に設けられていたりとか、あるいはいわゆるパートナー型および支援型二つとも基本的にはNGOのみならず、もうすでにいわゆる大学であるとか、あるいは独立行政法人であるとか、こういったところがどんどん取っていて、逆にNGOの方の、ある種受注案件がかなり減っているというような状況もあるかと思ひます。そういった意味合い

では、国内の様々な主体がこれを草の根技術協力をサインをしていくということはすでに実施されているのかなという風に思います。で、これで考えますと、逆に海外、例えば途上国現地のNGOであるとかあるいは国際NGOの日本に拠点のない国際NGOであるとか、こういったようなところに草の根技術協力を開放するというようなことなのか。つまり現状ですでにかなりのアクターが草の根技術協力の受注をしているという状況の中で、現状で今のところ考えられてないのは海外のNGOとか、海外のいわゆる市民社会とか、そういったところになるかと思うんですが、どの辺りを考えられているのかということが一点。後もう一点申し上げますと、草の根技術協力ができる以前の段階で開発福祉支援事業というのがありまして、これはJICAの資金を海外のNGOと途上国のNGOに直接支出するという、それでプロジェクトをやってもらおうというものだったわけですが、これが廃止になって、その上でこの草の根技術協力ということで、日本の主体にある種限定をする形でこれが出てきているということかと思えます。またこういったところで事情があつてそうなったものという風に考えておる訳ですが、このあたりでいわゆる今検討されている、この担い手を増やすといった時に、どういう主体を担い手として拡充するというようなことなのか、このあたり具体的に、例えばこういったところを考えているというようにお話をいただくと大変ありがたいかなという風に思います。はい、私の方は以上でございます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

はい、ありがとうございました。そうですね、4人いらっしゃるの、そのまま4人伺ってもいいですかね。はい、それでは堀江さんお願いいたします。同じく手短かに、申し訳ございませんが、お願いいたします。

●堀江（（公社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー部長）

はい、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの堀江と申します。本日は貴重な機会をありがとうございます。前回、2024年第一回目のODA政策協議会で本件について提起、質問させていただきまして、今回このような意見交換の機会をいただきありがとうございます。

柴田さんが提起された脆弱層への裨益というところ、大変同意なんですけれども、もう一つ、ODAを投入する民間企業の案件が環境破壊とか、社会に対する負の影響とか、人権侵害などを起こさずに人間の安全保障の理念にも沿って、特に脆弱性の高い人々に裨益するような適切なガバナンスが機能をするために、どこでどのような基準を設定して、どのようなプロセスで案件選定を行われるのか伺いたいと思います。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

はい、ありがとうございます。続きまして、重田さんお願いいたします。

●重田（（特活）国際協力NGOセンター（JANIC） 政策アドバイザー）

JANICの政策アドバイザーをしている重田と申します。新しい大綱のフォローアップの話聞いてですね、民間資金動員の促進の新制度、債権取得、信用保障、民間資金動員枠の創設で、世界銀行のいろいろIFCとかがあるんですけども、そういう話を思い出して、ODAが今後投資銀行化していくのか、ちょっとそういうことを感じてしまいました。昔はJICAと一緒に新JICAが設立したと思うんですけども、やはりそういう投資銀行としての役割が今後強化されていくのかということが一点ですね。もう一点は今ルールを決めているということですけども、そのルールの中でやっぱりNGOの関係者を入れてほしいということと、NGOの支援の枠もその中でご検討いただければと思います。以上です。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

はい、ありがとうございます。最後に、今井さんお願いいたします。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 調査研究・政策提言）

はい、日本国際ボランティアセンターの今井と申します。原田課長、ありがとうございます。民間資金を積極的に動員していくという話ですけども、民間資金ということでODAではないのですが、官民ファンドについて最近、具体的には例えばJOINというものが多額の損失を出しているということも結構マスコミでも報道されて話題になっています。このJOINだと、ミャンマーのYコンプレックス事業に出したお金がそのまま損失になってしまっている。その中には日本の金融機関への債務保証も含まれているのですが、具体的にその事業においては、これもNGOが随分指摘していますけれども、現地の軍系の企業の資金、そこの利益になるような事業だったということが指摘をされています。私がお聞きしたいのはこういった損失を出していることも大きな問題だと思いますけれども、ミャンマーで軍に資するような形になっていた、堀江さんの質問と重なるんですけども、こういった民間資金を動員して事業をする時に、現地の人権などについてどのようにチェックをしていくのか、ODAについては開発協力大綱がありますけれども、ODAを触媒とした民間資金を動員して行う事業については一体どのような人権デューデリジェンスを行なっていくといった基準を考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございました。お願いします。

○原田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

はい、それでは一つ一つご説明申し上げたいと思います。まずは一つ目、稲場さんから頂戴したご質問でございますけれども、草の根技術協力の担い手の件でございます。まずこちらの想定している制度でございますが、冒頭申しました通り、我々が特に意識してござ

いますのはこの途上国における課題の複雑化、多様化というところで、ある種そのディマンドオリエンティッドな発想であるということから申し上げたいと思います。こうした中で、日本国内にいろいろな主体がございます。今回の現行のJICAの仕組みの中で想定されていないような、例えば、高等専門学校でございます。あるいは研究開発法人といったような独立行政法人であるとか、こういったものが今の時点では想定されていないという状況でございます。こうした団体の数というのはそこまでは多くないというのが実態であろうかとは思いますが。海外の団体についても、例えば日本人が渡航制限されているようなところでこれまでリーチできなかった地域での支援等も可能になるということを想定してございます。まだ検討中でございますけれども、海外の団体については従来のプロセスとは別枠での考え方といったこともあるのかなとも考えております。日本のNGOの事業にも影響を与えないようにという意識もございます。その他のNGOとの連携に関する事業についての今後について、これはいろんなスキームを活用して連携を進めてまいりたいと考えております。

二点目が堀江様から賜ったご質問でございますけれども、民間企業の実施する案件についてのガバナンス等でございますが、こちらはまだこれからというところでございますが、いくつかマルチの世界、バイの世界でも先行的な事例もございますので、こちらもよく勉強しながらNGOの方々からのご指摘、ご懸念等いただいて、反映してまいりたいと思っておりますし、逆に我々も今まだ勉強されてないところがございますけれども、実際現地でこういった民間資金を動員するような仕組みでもって、例えばこういうことが起こっているのではないとか、こういった事例があれば、まさにそうならないように我々制度を作っていくというところは意識ございますので、教えていただきたいと思っております。

重田様から賜ったご質問でございますが、ODAの投資銀行化ということで、多分我々JICAも含めて投資銀行ですと守ることは今後もないとは思いますが、今回の制度の見直しというのがあくまでも、我々はずっと同じことを続けてきたつもりではいるんですけども、そうしている間に世界の仕組みがだんだん変わってきている中で、このODAの仕組み自体も考えていかなければならないのではないかとということが起点でございます。それが投資銀行という形なのかは、私は判断がつかかねるところではございますが、いずれにせよ我々が目指す本質的なところ、ODAの本質的なところはどんな形であれ変わらないんだろうと思います。それは途上国の開発であれ、人々のためになるということ、そしてそれを外交に生かしていくということ、この本質的なところは変えずに、今回はその手段の見直しであるということでございます。

最後の今井様からいただいたご質問、ガバナンスの面は先ほど申しました通りでございます。官民ファンドのような損失事例も踏まえてということでございますけれども、ここもよく見ていかなければいけないところだとは思っております。ただ資金の性質として、JOINは基本的には日本企業の進出というテーマであって、今回想定している仕組みは開発のための資金であるというところでございます。そういったところで資金としての性質の違い

はあるわけでごさいます、例えば無償資金協力をやっておりますけども、それが国の損失であるという見方というのは今のところはあまりないわけでごさいます、こうした資金の性質というところも含めて考えていく話なのかなとは考えております。以上でございます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

はい、どうもありがとうございました。NGOの皆様からはさらに質問、コメントをしたいというふうに思う方もいらっしゃるかと存じますが、時間のこともございますので、外務省におかれましては、今、NGOが指摘させていただいた脆弱層、脆弱性の高い人々とのレレバンスでありますとか、あるいは人権や環境といった、そうした負の影響等について様々な懸念も述べられたところがございますので、ぜひ引き続き議論ができればというふうに存じますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(2) フィリピン鉄道改修事業における J I C A 職員による情報漏洩問題

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

それでは次の案件に進ませてもらいたいと思います。

二番目の、フィリピン鉄道改修事業におけるJICA職員による情報漏洩問題に関しまして、こちらはODA政策協議会NGO側コーディネーター一同からの提案でございます。今井さん、ご説明をお願いいたします。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 調査研究・政策提言）

はい。ありがとうございます。NGO側のコーディネーターをしております、日本国際ボランティアセンターの今井です。よろしくお願いします。

フィリピン鉄道改修事業におけるJICA職員による情報漏洩問題ということで、私たちコーディネーターとしてやはりODAの透明性ですとか信頼性を考える上で、非常に重要だろうということで、今回議題提案をさせていただいております。

議題の背景ですけれども、これはかなり報道されましたので、ほとんど皆さんご存知かと思っておりますけれども、フィリピンでの鉄道改修事業で2018年に交換公文が署名されたものです。JICA職員が入札の前に情報を日本のコンサルティング会社に漏洩していた、JICAが作成した見積もり額、あるいは業務内容、要員計画などを漏洩したということです。結果として、そのコンサルティング会社が落札をしたということになっています。今年7月に当該職員に対する停職処分が出ていますけれども、その時には具体的にどういった事業内容なのかということはJICAの情報公開ではありませんでしたので、この10月のマスコミ報道があって初めてこの件での処分だったとわかったことかと思っております。

議題に挙げたい理由については、最初に申し上げた通りです。ODAの透明性、信頼性に関わる重大な問題だということによって挙げております。

事前質問について、事前の会合では、この7月に処分が行われたけれどもJICAの中では1月に発覚し、それから調査を行ってきたものだったということでした。そのあたりの背景・経緯については、プライバシーに関わることなので詳細は申し上げられないということでした。私たちとしては、これは公のお金を使ってやっているODA事業ですし、個人のプライバシーということではなく、やはりこういった構造や背景を持ったことなのか、ぜひその点は明らかにしていただきたいと思っているわけです。

5の今日の議題の論点ですけれども、一つ目は、情報漏洩の経緯、背景、動機等についての調査ということで、今も申し上げましたように、こういった構図が背景にあるのかも含めてぜひ明らかにして、きちんと調査結果を公表していただきたい。その調査を行う場合に、調査主体の第三者性が確保されているのかも含めてご説明をいただきたいと思っております。

二つ目ですけれども、その他の事業における同様の問題の有無ということで、この入札は381億円という総額の円借款事業の一部である施工監理部門などの17億円、そこで起きています。その他にもっと大きな部分、車両システム、駅の施設の改修等がありますが、そちらにおいては同様の問題がなかったかどうかということですね。あるいはこの事業の後継事業として、2023年に173億円の鉄道改修事業が契約されていますけれども、そこにおいて同様の問題があったのかどうか、調査はされているのかどうか。さらに言えば、その他のJICAが行っているODA事業全般にも広げた形での調査、チェックというのはされているのか、あるいはする予定があるのかといったことをお聞きしたいと思っております。

三番目は再発防止策がどうなのかということです。

四番目については7月の処分の後、現在までと言いますかしばらくの間、この漏洩事件は公表されなかったのですが、それはなぜでしょうか。公表についてJICAの内部には不正事件が起きた際の指針、手引き等があるのでしょうか、という質問です。

五番目の検証委員会ですが、実は事前質問の時には、この五番目は書いていなかったわけです。事前の会合が11月7日にありまして、その翌日にJICAホームページで検証委員会の設置が発表されました。その後この五番目を付け加えて質問しており、ここに書いてあることが、その上の一から四番目と重なる部分があるのは、そのためです。検証委員会では今申し上げた一つ目にあたる再検証、あるいは三番目の再発防止策について検討を行うとされていますが、その他の事業における問題の有無について調査されるのでしょうか。そして、この検証委員会の検証結果の公表は絶対に必要だと考えておりますけれども、それはいつ頃予定をされているのでしょうか、ということです。

それから、検証委員会のメンバーについて、委員長の高嶋氏と委員の角谷氏、このお二方は、ネットで調べたところ同一の法律事務所に所属していると思われま。四人という

限られたメンバーの中で二人の方が同一の弁護士事務所から任命されることになった経緯をご説明いただければと思います。私からは以上です。よろしくお願い致します。

**○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）**

ご説明ありがとうございます。この議題につきましては、外務省からは引き続き原田政策課長、JICAから総務部審議役／次長の斉藤様、法務・コンプライアンス担当特命審議役の山邊様に参加いただいておりますので回答よろしくお願いいたします。

**○原田（外務省 国際協力局 政策課 課長）**

よろしければ冒頭、JICAの主務官庁としての外務省、またODA政策の観点からということで私から申し上げたいと思います。ご質問いただいた諸点については、基本的にはJICAのODA事業の実施のフェーズのこととなっておりますので、今回入っていただいておりますJICAの方にご説明をお願いしたいと思っております。

我々外務省としての立場でございますけれども、今回このような事案が発生したということは甚だ遺憾であると考えてございます。先ほど今井様からのご指摘あった通り、公的資金を預かる上で実施している事業においてあってはならぬことであると考えてございます。JICAに対しては、事案の徹底的な検証と再発防止に関する取り組みを進めるということで、主務官庁としての立場から指示をしたという状況でございます。私からは以上で、あとはJICAの方からお願いします。

**○斉藤（国際協力機構 総務部 審議役／次長）**

JICA総務部の斉藤と申します。よろしくお願い致します。

この度、JICA職員がフィリピン共和国向けの円借款、首都圏鉄道三号線改修事業の調達手続きに関する秘密情報を漏洩した事案につきまして、このような事態が発生したことを重く受け止めております。ご迷惑、ご心配をおかけしていますことを深くお詫び申し上げます。

JICAでは、2023年1月から内部調査を行ってまいりました。発覚の端緒は通報でございます。この調査を踏まえまして、当該職員には、就業規則に基づき停職1カ月の懲戒処分を行いました。また、JICAの中では研修強化などの再発防止策を講じてまいりました。さらに、徹底した再発防止とJICAへの信頼回復のために内部調査を踏まえた当該事案の事実関係の再検証ならびにさらなる再発防止策の検討をすることが必要との判断をいたしまして、先ほどご案内ありましたとおり、検証委員会を設置することといたしました。検証委員会の審議結果を踏まえまして、JICAとして必要な措置を今後講じてまいりたいと思っております。

今回この議題の中で事前に五つ論点をご質問いただいております。これに関しましてご説明させていただきます。

まず一点目、情報漏洩の経緯、背景、動機等についての調査ということで、ご質問・論点として挙げていただいております。

JICAは内部調査におきまして、情報漏洩が起きた背景、動機等について調査を行ってまいりました。調査の実施手法は、関係者に対する事情聴取、そしてデジタルフォレンジック、電子メールの復元等でございます。また情報漏洩先の企業に対しても、任意での内部調査の実施を求めました。また、ご質問にありました調査主体の第三者性の確保につきましては、本事案と接点を有しなかった他の職員が調査を実施することによりまして、内部調査であっても、客観性を持って事実が解明できると判断をし、実施しております。

内部調査の結果といたしまして、当該職員は金銭や接待などの見返りを受けてはおりません。案件の円滑実施の促進を進めるために、情報漏洩を行ったものと認定いたしております。

ただ、徹底した再発防止とJICAへの信頼回復のために、内部調査を踏まえた当該事案の事実関係の再検証、そして、さらなる再発防止を検討すべきという判断から、先ほど申し上げました通り、検証委員会を今般設置することといたしております。

次に二番目に挙げていただいた点についてもご説明をいたします。

本事業には、車両、鉄道システム、具体的には軌道ですとか信号、電気設備などがございますが、ならびに駅の施設の改修、スペアパーツの供与などの維持管理などを含む本体契約パッケージがございました。これらは緊急性などの理由から入札ではなく特命随意契約によって調達をしております。したがって、今回と同様の問題は生じ得ないということで、これらのパッケージについての調査は行ってございません。

また、この案件の後継案件についても挙げていただいております。この案件の後継案件は輪切り案件と呼ばれるものでございまして、いわゆる期分けの案件でございます。事業規模が大きいものに対して、複数の借款を期を分けて支援するという形で事業を実施しております。2023年5月に供与されました第二期の円借款につきましては、第一期の円借款に続くその後継の輪切り案件でございます。そして、この第二期の円借款は供与時点では既に全ての調達契約が締結済みで、その後も新たな事業での調達は行われていない状況であり、同様な問題は生じ得ないという状況ですので、ご質問の調査は行っていないということでございます。

またJICAが現在行なっておりますODA事業につきまして、これまで情報漏洩を伺わせるような事実は確認されてございません。検証委員会の検証結果を踏まえて、徹底した再発防止を講じることで、同様の事案が発生することのないように努めてまいりたいと考えております。

三点目に挙げていただいている再発防止策でございます。現在JICAが講じております再発防止策についてご説明します。

JICAでは、本事案を真摯に受け止め、秘密保持義務や関連法令に関する職員に対する研修を強化しております。また、調達に関する執務要領の改善、そして調達にかかる情報管

理の徹底について再発防止を講じてきたところでございます。今後、検証委員会において事実関係を再検証し、さらなる防止策の検討が行われますので、それも踏まえまして、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

四点目の公表についてでございます。これについてもご説明を申し上げます。

JICAにおきましては、不正行為が起きた際の公表は就業規則に基づいて行っております。具体的には、業務上の非違行為につきましては停職以上で、業務外の非違行為につきましては、免職または諭旨免職の場合に公表することとしてございます。本件は7月8日に、調達手続に関する秘密情報を漏洩したとして停職1ヶ月の処分を公表しております。

不正行為が起きた際の公表の在り方につきましては、今回の検証委員会の検証結果も踏まえながら、必要に応じて今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

五点目になります。検証委員会についてでございます。設置した検証委員会に関してもご説明をいたします。

本検証委員会では、このフィリピンの円借款事業、首都圏鉄道三号線の改修事業の調達手続に関する秘密情報の漏洩事案のみを対象として調査を委嘱しております。検証結果につきましては、個人のプライバシーなどの保護法令上の情報の取り扱いに配慮した上で公表する予定でございます。また、公表時期につきましては、今後の委員会の調査の進捗次第というところもございまして、JICAとして今予断を持ってお答えすることは困難な状況でございます。

委員長を含む外部委員でございますが、JICAとの直接取引の関係のない方の中から専門性などを考慮して任命いたしました。本検証作業は事実認定が中心となるということも踏まえまして、委員長を含む委員2名を弁護士といたしました。委員長は前名古屋高検検事長の高嶋智光弁護士にお願いしました。もう1名は委員会の業務を補助する弁護士の方々の統括を含めて機動的な検証作業を可能にするために、委員長と同じ法律事務所の弁護士とすることが望ましいという認識から委員長ともご相談いたしまして、同一事務所所属で、特に複雑な案件の不正調査の実務経験が豊富な角谷直紀弁護士にお願いしたという経緯でございます。

以上が検証委員会のご説明でございます。

これら五つの事前のご質問について、まず私の方からご回答を申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

ありがとうございます。外務省、JICAからの説明は以上でございます。ご質問、ご意見等ありましたらよろしく申し上げます。

#### ●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

それではよろしく申し上げます。今井さん申し上げます。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 調査研究・政策提言）

原田さん、斉藤さん、非常に丁寧に質問に対してご回答いただきましてありがとうございます。私たちも、ODAを良くする、きちんと透明性を持って行い信頼性を確かにしていくためにどうするかという立場で、ここで一緒に意見交換をしたいということで質問しておりますので、丁寧に説明いただいております。ありがとうございます。

その上でなのですが、論点の二つ目のところ、他の事業における同様の問題の有無というところで、すみませんがよく理解できなかったのでお尋ねします。2018年の381億円の円借款事業で、その他の部分については同じような問題は生じ得ないというお話だったと思うのですが、その理由が私にはよく理解しきれなかったもので、その理由と、それからその後2023年の第二期についても、こちらはまだ調達に至っていないから生じ得ないという意味だったのか、そのあたりのご確認です。

それから、さらにもっと他のJICAが現在行っている事業についても同様のことは確認されていないとおっしゃったかと思っておりますけれども、確認されていないというのは、どういう形で確認されていないのか、ただ単に報告が上がってきていないということなのか、それとも何らかのアクションを取ったうえで確認されていないということなのかについて確認させていただきたいと思っております。

○斉藤（国際協力機構 総務部 審議役／次長）

ありがとうございます。今井様のご質問に対してお答えいたします。

まず、先ほどの調達の件ですが、ご説明いたしましたように、いくつかの契約パッケージがあり、緊急性等の理由から特命随意契約という形態で入札した企業様を選んだということがございます。ですので、入札手続きというよりはその会社との特命随意契約として契約を結んだということ、今回のような事案が発生する余地がなかったということがございます。特命随意契約により1社に対してお仕事をお願いした、ということがございます。

二点目の後継案件につきましては、後継案件が始まって以降、前の事業の仕事を引き継いで仕事をしているため、新たな調達がないという状況でございます。この後継案件が始まってから、そういった調達プロセスがないということで、そのような問題は発生していないということでございます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

今井さん、今のよろしいですか。

●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 調査研究・政策提言）

あと、他の事案についてでしょうか。

**○斉藤（国際協力機構 総務部 審議役／次長）**

他にそのような事案があったかどうかという点でしょうか。これまで、そうした事案は確認されておられません。今後、検証委員会にてこの事案の再検証が行われますので、その中で検証が行われるものの結果を待っていきたいと思っております。

**●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 調査研究・政策提言）**

すいません、他の事案については、今おっしゃったのは検証がこれから行われるということで、その結果を待つということでしょうか。

**○斉藤（国際協力機構 総務部 審議役／次長）**

これまでそういった事実は確認されておらず、今後検証委員会の中で、これまで我々の取り組みや対応についても再検証いただきますので、そこでの検証結果も踏まえて対応してまいりたいということでございます。

**●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 調査研究・政策提言）**

先ほどの検証委員会のご説明では、この検証委員会はこの情報漏洩の案件に限った検証だとおっしゃったかと思うのですがけれども、でも今おっしゃったのは、何か少し違うように感じました。この検証委員会の中で、これまでのJICAの事業のあり方についても何か検証がされるということでしょうか。

**○斉藤（国際協力機構 総務部 審議役／次長）**

まずは我々が今回の事案に対して行った内部調査も含めた我々の対応ぶりについて検証をいただいているということございまして、そういった我々の対応も含めた事実の再検証をしていただいております、合わせて再発防止の提案をいただきます。その中で我々に対してご提案とかご提言をいただくことが予定されておりますので、それを踏まえて我々も対応してまいりたいと思っております。

**●今井（（特活）日本国際ボランティアセンター（JVC） 調査研究・政策提言）**

わかりました。他の方もいらっしゃるのですが、私からはあと一言で終わりにしますけれども、先ほどのご説明で、381億円については随意契約なのでそもそも入札がないというお話でした。私どもとしてはODAの透明性、入札の仕組みでの透明性は大事だと思っております。そういう意味では、構造的にJICAとコンサルタントですとか企業との関係がどうなのかというところを、やはりきちんと透明性を持ったものにしなければいけないという観点でお話をさせていただいています。その観点からは、ちょっと悪い言い方をすると、随意契約にすれば入札がないからこういう問題は起きないということになって、随意契約が進んでいくというのは、話の趣旨から考えれば好ましくない方向だと思いますので、その点が話

をお聞きしていて気になったので一言コメントさせていただければと思います。あとは他の方からご意見いただければと思います。

**○齊藤（国際協力機構 総務部 審議役／次長）**

はい、ありがとうございます。おっしゃいます通り、公平性、透明性を持った入札調達というのは非常に重要だと認識しております。

それぞれの契約においては、案件の特殊性ですとか緊急性ですとか性質によって特命随意契約であったり、もしくは入札であったりということとなります。おっしゃった通り基本的に透明性、合理性を持って契約調達をしていくということは我々も認識しております。まさにそれぞれの状況や特殊性で事案に応じて適切な調達形態を選んでまいりたいと考えております。

**●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）**

はい、ありがとうございます。ちょっと時間のこともございますので、もしよければ、あとお一方ぐらいだと思いますけれどもいかがでしょうか。

**○山邊（国際協力機構 法務・コンプライアンス担当特命審議役）**

JICAの山邊でございます。一点だけ今の点補足をさせていただきます。

我々の円借款の調達は国際競争入札が前提でございまして、今回随意契約ということでございますが、あくまで我々が随意契約であるかどうかを決めるというよりも、基本的には相手国政府が主体でございますので、相手国政府からこういった緊急性やその他で随意契約の申請があった場合に、例外的にそれを認めるかどうかを我々は受け身的に判断、同意するという建付けになってございますので、その点をご理解いただければ幸いです。

**●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）**

ありがとうございます。それでは、あともう一方、水澤さんお願いいたします。

**●水澤（（特活）国際協力NGOセンター（JANIC） 事務局長）**

JANIC事務局長の水澤と申します。丁寧なご説明をいただき、本当にありがとうございます。

コンプライアンスの問題については本当にNGOの中でも問題に感じておりまして、特にJANIC会員団体の中では現地団体の不正、不適切な経理問題ですとか、そういったご相談もよく頂戴しております。そういったことも含めて、JANICの中では会員を含むNGO団体向けに様々なコンプライアンスの研修を実施しております。例えば情報セキュリティーですとか不正経理ですとかハラスメントですとかそういったことも含めて、JANIC及びNGOセクタ

一全体で向上していければと思っております。JICAの中でも非常に様々な取り組みをしていらっしゃることを今日はお聞きしましたので、ぜひ一緒に学び合いながら透明性の確保ということでODAおよび開発協力の事業を一緒に進めていきたいと思っておりますので、引き続きぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございました。本件は最初からお話ございましたように、公的資金に関わることでございまして、当然国内的にも大変重要な問題であります。同時に皆様ご案内の通り、改定された開発協力大綱においても基本方針として、包摂性、公正性と並んで、透明性が非常に重要であるとされ、そうした価値を国際協力のルールとか指針として普及し、また、その実践を主導していくと宣言されているものでございます。

今日は非常に丁寧にご説明をいただいたわけでございますけれども、そのことに対して改めて謝意を表すとともに、ぜひ検証委員会の結論が出た後には、改めてご説明をいただく機会を設けていただければ大変幸いに存じます。

時間のこともございますので、次の案件に移らせていただきたいと思います。

(3) 令和6年度国際協力局機構改革について

2024年8月の外務省の機構改革と国際協力局の課・室等の再編について

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

3番目、「令和6年度 国際協力局機構改革について」ということで、お話を移してまいりたいと思います。

○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

こちらは引き続き、国際協力局の原田政策課長、あと、アフリカ日本協議会代表の稲場様、それぞれ外務省とNGOから議題提案しているものということで、冒頭それぞれお話をいただければと思います。では、まず原田課長、お願いいたします。

○原田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

はい、改めまして原田でございます。こちらの議題に関しまして、ご説明を申し上げたいと存じます。

まず、機構改革の背景でございます。先ほどのご説明で申し上げたところと大きく重複するところではございますけれども、開発協力大綱の中に明記されております通り、国際社会の転換点にあるということ、また、その複合的な危機にどう対処するかといったようなこと、こうした中でODAをどう活用していくのかということ、こういったことを踏まえま

して、先ほどご説明申し上げたような制度の改革をしているところでございますけれども、これをより一層効果的に実施する上で、国際協力局の機構といったところを見直していこうといういきさつでございます。

具体的なポイントのまず一つ目でございますが、こちら、国際協力局の中の政策課という課でございますが、私が課長をしていますけれども、こちらが局内の司令塔機能を果たしてございます。こちら、そのためにですね、いくつかの部局をこの政策課のラインに並べるということ、なканずく、そのオファー型協力と分野横断的な事業の実施といったことも含めまして、局内の戦略的なODAの方針策定といった指令塔の機能を強化していくという政策課の強化というのが一つ目でございます。

二つ目が、新設の部署として、開発協力連携室の設置でございます。こちら、先ほど申しましたような、民間資金が公的資金を上回るといったような状況でございますとか、なканずく、こうした中で、事業量的にも、また、国際的な援助潮流の議論の観点でも重要なMDBsとの連携といったようなこと、そして、オファー型協力を推進するといった、様々な主体との連携を統一的に進めていく機能としての開発協力連携室の設置というのが二つ目のポイントでございます。

三つ目のポイントがその他のポイントということになりますけれども、一つ目が開発協力総括官室の設置ということでございます。こちら、もともと従来ございました開発協力総括課を開発協力総括官室に改組いたしました。

総括官の役割につきましては従前の開発協力総括課と大きく変わるところはございませんが、いくつか仕事の見直しを行いまして、こういうスキームとか制度の改善といったことに注力できる体制を作ったということがございます。

最後に、岩上室長率いるNGO協力推進室でございますけれども、もともと民間援助連携室という名前でしたが、こちらはNGO協力推進室と名称を変更いたしました。まさしく開発協力大綱の中で戦略的なパートナーと位置づけられたNGOとの幅広い協力を推進していくといった趣旨を含めたところでございます。所掌事務については変更はございません。以上でございます。

#### ○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

ありがとうございます。では、稲場様、お願いいたします。

#### ●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

本件につきましては、外務省側から機構改革について説明したいというふうに言ってくださったわけでございますが、同時に、NGO側からもこの機構改革について話題に上げたいという声が出ておりました。NGO側からの提案書を書いてくださった稲場さん、ご説明の方をお願い申し上げます。

## ●稲場（（特活）アフリカ日本協議会 共同代表）

はい、ありがとうございます。こちらの機構改革に関しましては、私ども、やはり開発協力に関わっているNGOといたしましても、あるいは市民社会といたしましても、やはり開発協力の方を主管されている国際協力局の、特にいわゆる本体の方、こちらの方の非常に大きな機構改革であったということで、私たち自身も適切にこれを理解し、そして、どういったところと協力をどのようにしていけばいいのかということについて、なるべく間違えないようにしたいということもございまして、こちらの方を私どもとしても出させていただくということにいたしました。外務省側から、ちょうど同時期に提案があったということで、私どもとしても大変ありがたいなというふうに思っているところです。

まず、議題にかかわる問題で、事前の、この表についてはすでに確認をされておりました、この民間援助連携室の話については、事前に説明はいただいていたんですが、もう一度確認だけさせていただければと思います。昔、2000年代、民間援助支援室だったところを連携室という風にして、民間援助を支援するのではなくて、政府とNGOが対等の立場で「連携」をし、共に、共同で、開発協力に取り組んでいくという趣旨で連携室という名前になり、日本NGO連携無償ももともと日本NGO支援無償と言っていたところを日本NGO連携無償になったというところがあるわけですね。これに関して「協力」という言い方に直すということになりますと、意味の違いというのが出てくる可能性がないわけではないわけですね。これについて意味の違いがないということを確認したいというのが(2)でございます。つまり、政府とNGOが連携するというのを、政府とNGOが対等な立場で協力をし、開発協力に取り組むという、そういう趣旨であるということで、名称上の変更による意味の変更がないということをもう一度確認できればということでございます。

開発協力総括課については、すでにいただいているかと思しますので、どうもありがとうございます。

その下の方の、こちらの、今回、主張したいこと、外務省に聞きたいということなんですけれども、こちらについては、開発協力連携室についてお伺いをしたいということでございます。

一番、オファー型協力についてですけれども、このオファー型協力の部署ということでよろしいかどうか。これは非常に簡単な質問でございます。

その上で、このオファー型協力の開発プラットフォームに巻き込むべきさまざまな主体ということで市民社会が入るということになってはいますが、NGO等の市民社会がオファー型協力にかかわる場合は、NGO協力推進室ではなくて、開発協力連携室になるのかどうかというのが二番目の質問でございます。ここは、勿論、両方にお世話になるということかとは思いますが、ただ、開発協力連携室がオファー型協力をやるということであれば、開発協力連携室と直接連携するということが一つは大事なのかなということも思いますので、この辺り、この開発協力連携室と連携するということなのかどうかということをお教えいただければと思います。

三番ですが、オファー型協力の対象領域ということですのでけれども、現状では、この文書では、気候変動と経済強靱化とデジタル化と、この三つが提起されていますけれども、将来、別の分野、例えば、保健や教育、農林水産業等が対象になることもあるのかというのが三番目。

四番目はこちらですけれども、保健医療分野に私がやってるものですから、保健医療分野についてお伺いしたいんですが、健康医療戦略とかグローバルヘルス戦略の文脈で、民間セクターによる保健医療協力を進めるという趣旨で「アジア・アフリカ健康構想」というのがある訳ですね。これは、現状では内閣府健康医療戦略推進事務局というところがやっておる訳ですが、オファー型という意味合いで言えば、こちらの「アジア・アフリカ健康構想」もオファー型っていうところも入ってくるのではないかなと思います。その点で言うと、保健分野でこういった取り組みがもともと先行してあるというところについて考えた時に、開発協力連携室が関係するのかどうかというのが四番目でございます。

五番目ですけれども、MDBsに関する業務も担当することになったということなんですが、もともと、このMDBsに関してこの業務というのはいわゆる地球規模課題審議官組織の方にある地球規模課題総括課が担当していたものという風に理解をしております。これに関して、地球規模課題審議官組織の方から国際協力局の本体の方に移行するという、ある種、形式上、少なくともそういった変化になっているということかと思えます。この点に関して、ちょっとこういった形で地球審から外務省の国際協力局本体に移行するということなのかどうか。その移行ということで、何らかの変化があるのかどうか、そういったところを教えていただければというふうに思います。

六番ですけれども、ビジネスと人権に関する指導原則の話で、これについては外務省さんの方でも行動計画を定めたりとか、いろいろされているかと思うのですが、こちらにつきまして、このオファー型協力の総括という文脈で、開発協力連携室が、このビジネスと人権に関連して、社会環境配慮であるとか、あるいは、透明性・ガバナンスに関する制度や体制の確立に、開発協力連携室がビジネスと人権の文脈で、こういったことも含めてやるのかどうか、この辺りを教えていただければということでございます。

多岐にわたる質問で申し訳ありませんが、NGOとして正しく理解するというところで、教えていただければ、大変ありがたく存じます。よろしくお願いいたします。

**○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）**

では、原田課長、よろしくお願いいたします。

**○原田（外務省 国際協力局 政策課 課長）**

はい、ご質問ありがとうございます。正確なご理解をということでございますので、上から一個ずつご説明申し上げたいと思います。

まず、一つ目の、こちらの局内の機構図でございますけれども、一点、訂正がございま

して、開発協力総括官室は政策課の下にはぶら下がっておらず、横の関係にございます。役所の機構で言うと、課長なんですね、総括官というのは。そこが訂正点としてはございます。それ以外は室ということで、政策課の下にはぶら下がっていると、そういうところでございます。

二番目の民間援助連携室とNGO協力推進室。ここについては、中身としてはまったく変わりございません。外務省とNGOが対等な立場である、そして、協力をしていくということに変わりはございません。

三番目でございますけれども、開発協力総括官室は、政策課の下には置いていないのですが、横にありまして、フィジカルにも、実は私の席の隣は総括官の席になっておりまして、二人で、日々相談しながら、私、ある種の司令塔機能というものを、制度の方に落としていくということは、これはお互い意思疎通しながらですね、進めているという、そういう構図でございます。

オファー型協力の方にまいりますけれども、オファー型協力の、こちらの連携室の役割でございますが、オファー型協力を連携室が一つのハブとして実施していくということはその通りでございます。ただ、その案件の実施も含めて、全部その連携室でやっていくというわけではございませんで、この室はオファー型協力の制度とか仕組みの整備とか、あと、他省庁との連絡調整、各スキームの情報収集等の企画・立案・調整業務をやってございまして、具体的な、いわゆる案件ベースの話については国別開発協力各課であるとか、そこと連携したJICAの各部署といったことが案件を組成しているという構図でございます。

続きまして、オファー型協力とNGO等、市民社会との関係ということでございますが、開発協力連携室の役割は先ほど申しましたとおりでございますし、そこにおける国別課の業務というのを申し上げたところでございます。したがって、そのオファー型の制度であるとか総論に関するご指摘・ご提案については連携室で承るということになりまして、個別のどこそこの国のこういった案件ということになるのであれば国別開発協力各課、また、既存のN連のスキームということであればNGO協力推進室にご相談をいただきたいということでございます。

続きまして、戦略文書の対象分野でございますが、こちら、まず戦略文書については毎年一度目処に見直すということでございます。頂戴しました「その他の分野」ということについての対象ということも、こちら、よく留意して、今後、検討プロセスの中では反映してまいりたいと思います。他方、戦略文章というか、オファー型の性質そのものなのですが、戦略文章に書いてありますとおり、「外交政策上、戦略的に重要であり、複合的な開発課題の解決の鍵となる分野に資源と人材を集中的に投入する」とございます。したがって、分野が増えれば増える程、やはり、集中的に投入するという、しばしば指摘をされるような、ODAの戦略性との関係でいろいろと議論が必要なところかなとは思っております。

続きまして、医療保健分野でございますが、こちら、先ほど稲場さんからご指摘あつ

たとおり、内閣府の方での健康医療戦略室が中心になって関係省庁で取り組みを進めているというところでございます。グローバルヘルス戦略の中での取り組みには二国間ODAの活用ということもございまして、現在、取り組みを進めております。オファー型協力として保健という形でのお取り上げはしておりませんが、ただ、そのオファー型協力のそのコンポーネントの軸でODAを使うということで、この分野についても取り上げていくということはあるかとは思いますが。

続きまして、連携室とMDBsの関係でございますが、こちらの世銀グループの主管は、ご案内のとおり、地球規模課題総括課からこちらに移っております。でも、実は従来から、その他のRDBsですね、ADB、IDB、AfDB、EBRDは、国際協力局の国別課の主管でございました。世界銀行だけ違うラインだったということでございます。ただ、現実的には、財務省でも開発機関課が一元的に見ているとおり、MDBsの相互の方針というのはもうお互いにそれぞれに連携してございますので、一つの主体で見るとということが適切であろうということでございます。さらに、オファー型協力を念頭に、様々な主体との連携といったことを図っております。

ビジネスと人権でございますが、こちら、連携室は、先ほど申しましたとおり、そのオファー型協力の推進の文脈でいろいろな主体との連携・調整を担っておるというところでございます。個別の人権推進の取り組みの細目に至るまで連携室で管理をするというのはなかなか体制的にも厳しいところはございます。こうした、制度や体制の改善については、連携室でももちろん当事者の一角にはなるということではありますけれども、私のところの政策課であるとか、開発協力総括官室を含めまして、局全体として、政府全体の方針に沿っているかということところはしっかりと見ていくということだと考えてございます。

はい、以上でございます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。それでは、先ほど多岐にわたる質問いただきましたので、まず、稲場さんから何かコメントいただいた上で、フロアに、NGO側の皆さんに、コメント、質問等を求めたいと思います。まず、稲場さん、お願いいたします。

●稲場（（特活）アフリカ日本協議会 共同代表）

はい、私の方は、今、原田課長の大変丁寧なご説明をいただきましたので、質問内容については、すべてクリアになったという風に思っております。大変丁寧なご説明をいただきまして、大変ありがとうございました。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

はい、ありがとうございました。それでは、他、NGO側からご出席の皆様で、対面・オンラインの方々、ご質問、コメントある方、お願いいたします。手を挙がっている方、いら

っしゃいませんね。それでは、この件に関しましては、こちらでおしまいいたします。  
どうもご説明いただきありがとうございました。

●稲場（（特活）アフリカ日本協議会 共同代表）

どうもありがとうございました。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

それでは、次の案件に移る前に、10分、休憩を取らせていただきたいと思います。15時10分から再開をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(4) ODA 広報（国際協力 70 周年記念事業の実施報告）【報告事項】

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

皆様そろそろ再開をいたします。よろしくお願いいたします。

それでは再開させていただきます。4番目、ODA広報国際協力70周年記念事業の実施報告に関しまして話を進めてまいります。原田課長、お願い申し上げます。

○原田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

はい、改めまして。もう今日はずっとで、もう飽きたかと思いますが、もう少しお付き合いくださいませ。

ODA広報でございますが、先般グローバルフェスタ2024でも、NGO・市民社会の皆様からご参加、ご協力、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。国際協力70周年ということでございますので、様々なイベントを本年はやってまいりました。この12月という機会でございますので、簡単にこの1年間の成果ということでご報告を申し上げたいと思います。

今年の70周年記念事業といたしまして、3月の神戸でのキックオフイベントを皮きりにいたしまして、国際協力未来会議、グローバルフェスタJAPAN2024、また17日でございますけれども、国際協力70周年シンポジウムということで、とりわけ国際協力に今までご関心がなかったような層の方々にも広くリーチするような広報といったことを心がけてまいりました。また昨今、SNS等で様々情報が溢れる中、実際現地におられるNGOの方であるとか、現地で活躍しておられる方々の実際現地で見聞きされたこと、経験されたことをお伝えして、いわゆるその腹に落ちるような体験と経験の話を提供するというので、いろんな情報の中で、ODAに関する情報、開発に関する情報のある種選んでいただけるような取り組みといったことを意識したつもりではございます。

一つ成果としては、グローバルフェスタJAPAN 2024を9月に実施しましたが、リアルとオンラインで合わせて参加いただいたのは7.4万人という規模でございました。こちら過去最大の規模でございます。アンケートの結果、「初めて来ました」という方が67%で、参加された方々のアンケートでは、「国際協力に興味を持った」とか、「今後参加したい」というご回答は97%であったということでございます。アンケートで積極的に書いてくれた方ではあるんですけども、非常に好評な会議だったと思いますし。今後引き続き、こういった分野はやっていきたいと思います。

その他の国内広報も、ODAメルマガとか、ODA出前講座とか、鷹の爪団とか、そういったものも引き続きやってございますし、海外広報も在外公館のプレスツアー等々、やってまいりたいと思っております。ちょっと時間もあるので個人的なことでございますが、海外のメディアのプレスツアーというのは非常に重要でございまして、私、海外パキスタンに3年おりましたけども、非常にいい現地のメディアの、ODAのことを肯定的に、当時おられたNGOさんの活用も含めて発信して、非常に肯定的に受け止めてくれて、それがパキスタンにおける親日思想をまねいて、親日思想の広がりにも寄与するということは肌で感じたところでございます。こういったことも積極的にやっていきたいと存じます。

来年は実はJOCVの60周年という年でもございますので、国際協力をより身近に感じていただくきっかけをご提供できるような広報といったことに努めてまいりたいと思ひます。以上でございます。

#### ○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

ありがとうございます。以上、報告事項でございますが、もしコメントとかありましたらお願いします。

#### ●重田（（特活）国際協力NGOセンター（JANIC） 政策アドバイザー）

重田と申します。JANICの政策アドバイザーをやっています。

昔APIK（国際協力推進協会）というところにおいて、1回目の国際協力フィスティブアル（現在のグローバルフェスタ）の運営とか、NGOテントのブースの企画とかに関わって、あとシンポジウムに関わったりしたんですけど、それ以来今日まで続いてやっていることは非常に嬉しく思います。

一点。「国際協力の日」が10月6日なのですが、当時は「国際協力の日」でこれを開催したんですけども、当時は結構我々も盛り上がってやっていたんですけども、10月6日を「国際協力の日」とすることをもう少し盛り上げて、外務省さんもJICAさんも、NGOもそれに協力してやっていった方がいいんじゃないかと。ODAに関する意識とか関心が盛り下がってる中で、盛り上がる機会というのは、1年に1回、10月6日に合わせて、比較的一生懸命やっけていらっしやるのでしょけれど、もう少し大きな声が出せるようにご検討いただければと思います。以上です。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

続けて若林さんお願いします。

●若林（THINK Lobby 所長／（特活）国際協力NGOセンター（JANIC） 理事）

はい、コーディネーターの若林です。今年のグローバルフェスタですけれども、あの会場も含めて全体的に非常に充実したフェスタだったのではないかなと思いますので、予算の関係もありますが、あの規模で来年度以降もやっていただくといいかなと思います。

その上で、12月17日のシンポジウムですよね。これからの新しい国際協力というタイトルでありながら、そこにNGOの顔が全然ないというのが寂しいなと思います。NGOを新しい戦略的パートナーと位置づけると、開発協力大綱に改定に書いてあるのであれば、やはり政治的にもそこに一人誰か入って、これからも一緒のパートナーとしてやっていくというメッセージにもなるという見方もされる可能性もありますので、私はそう見て寂しく感じたところでもありますので、そんなところも見られているということで、今後の中で改善して、NGOはこれからもちゃんとしたパートナーなんですよってというメッセージが伝わるようにしていただくといいのかなという感じはしています。以上です。

○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

ありがとうございます。なにかコメントありましたらお願いします。

○原田（外務省 国際協力局 政策課 課長）

お二方からの大変重要なお指摘ありがとうございます。「国際協力の日」についても、よく意識してやってまいりたいと思います。

この70周年のシンポジウムでございますが、お指摘は非常に重く受け止めました。今回、いろいろな70周年記念事業をやっている中で、それぞれ同じことを何回もというわけにもいかない、それぞれ色合いをつけてというところで、グローバルフェスタの中で市民社会の方々に幅広く参加していただいて、いろんな発信もしていただきました。全体として見ていただいて、ちょっとタイトルとの兼ね合いというところもあったのかもしれませんが、我々としては決してNGO・市民社会の方々を排除するとか、そういった趣旨ではないということは、ご了承いただきたいと思います。以上です。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございました。本件に関して、対面のフロアからはないと思いますが、オンラインの方でいらっしゃいますか？大丈夫ですね。

## (5) 国連未来サミットに対する日本政府の見解と今後の対応、および、自発的国家レビューに関する対応方針について

### ●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございました。それでは五つ目の議案に移りたいと思います。国連未来サミットに対する日本政府の見解と今後の対応および自発的国家レビューに対する対応方針についてということで、こちらはNGO側からの提案でございまして、柴田さんお願いいたします。

### ●柴田（（特活）ワールド・ビジョン・ジャパン（WVJ） アドボカシー・シニア・アドバイザー／（一社）SDGs市民社会ネットワーク開発ユニット 幹事）

はい、よろしく申し上げます。特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンの柴田と申します。SDGsジャパンの開発ユニットの幹事をしております。今年9月にニューヨークで開催された国連未来サミットに他のメンバーと一緒に参加し、そのフォローアップとしてこちらの議題を挙げさせていただきました。

全部で四つポイントを挙げております。1点目が未来サミットの評価、そして未来サミットのアウトカムドキュメントを今後、日本のSDGs政策にどう反映するかについて。2点目が開発資金について。3点目が若者の参画について。未来サミットは、まさに若者を中心に据えていこうという会議で、日本からも多くの若者が参加し、他国の政府や国際機関と一緒にサイドイベントを開催したり、国連の高官を訪問して提言書を渡す等、大変活躍されておりました。今後このような若者が本質的な参画をできるようにするにはどうしたら良いか、議論させていただきたいです。最後4点目が、来年日本政府がSDGsに関する自発的国家レビューを行うことを発表されておりますので、現状の方針を伺うとともに市民社会を含めたステークホルダーの関与を早めをお願いしたいということになります。

議題提案者としては、(2)の開発資金と(3)の若者の参画のところ、ぜひじっくりお話をさせていただきたいと思っております。(1)と(4)については、現状のご方針をお伺いできればと思っております。時間も限られておりますので、提案書の方はすでにお目通しいただいていると思っておりますので、早速ご回答をお願いします。

### ●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

はい、柴田さん、どうもありがとうございました。それではよろしくお願い致します。

### ○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

はい、外務省からは論点多くございますので、複数名で対応させていただきます。引き続き原田政策課長と、外務本省からオンラインで総合外交政策局国連企画調整課の梶田課長と徳増首席、地球規模課題総括課から宮錦首席に参加いただいております。では、順に説

明させていただきますけれども、議題順に沿って説明させていただきます。まず未来サミットということで、地球規模課題総括課の宮錦首席をお願いします。

**○宮錦（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 首席事務官）**

地球規模課題総括課の宮錦と申します。よろしくお願いします。一点目の未来サミットの成果文書、「未来のための約束」については、各国は様々な困難で意見分かれる問題について交渉をして、結果として大きな違いを克服して、「未来のための約束」を採択したと承知しております。これは全ての国が女性だったり、ユース、若者、そして未来の世代を含む全ての人が繁栄できる包括的な社会を国際社会全体で築くこと、そして誰一人取り残さずSDGsを達成することに向けた行動を取ることを明確に約束したものであると考えております。

SDGs実施指針につきましては、昨年12月に改定がなされて、次回改定4年後を想定しています。4つ目のVNRの話とも関係しますけれども、来年にはVNRの発表が予定されているので、まさにこの「未来への約束」で書かれていることを踏まえつつ、今後もSDGsの推進に関する取り組みや議論を行っていききたいというふうに考えております。1点目については以上でございます。続いて、そのままVNRの方の話も答えてしまってもよろしいでしょうか？

**○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）**

はい。お願いします。

**○宮錦（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 首席事務官）**

はい、自発的国家レビューについてはもうすでにSDGs推進円卓会議のメンバーの皆さんともいろいろ議論をさせていただいておりますけれども、円卓会議をはじめとして市民社会、ユース世代を含む幅広いステークホルダーからの意見をいただきつつ、これからですけども、しっかり作成をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）**

ありがとうございます。続いて、(2)の①の部分、脆弱層に届く有効性の高い開発援助ということで、原田課長、お願いします。

**○原田（外務省 国際協力局 政策課 課長）**

はい、ありがとうございます。脆弱層のアクセスということでございますけれども、オフター型との関係で申しますと、あの経済強靱化というところで脆弱な立場に置かれた国々をということが書いてございます。ただその大前提として申し上げたいんですけども、ODAが元来開発協力であるということを考えると、脆弱層を例えば排除するとか、脆弱層に裨益しないといったことを前提としたようなODAというのが原則的にはないというこ

とだと理解してございます。

そういう意味でそのオファー型協力という仕組みにおいて、いろんなコンポーネントが入ってくることになります。ODAのお金もその中では中心的な役割を果たすという状況において、当然、その裨益される対象というのは何なのかということは、それは通常の開発協力の案件同様、しっかりと把握されるべきことでもあると思いますし、そういったことは、国民への説明責任という意味でも重要であると考えてございます。NGOの、特にその現地に分け入って、やっただきさっている方々、住民ニーズに寄り添った支援といったことってというのは、これは極めて重要な役割であると思いますし、いろいろ意見交換させていただきながら、協力させていただければと思っております。

はい。続いてでいいんですかね。民間資金の、開発資金としての有効性ということで、次に取り出した通りでございます。けれども、この開発効果の測定というところをどうやっていくかということは、これは、ちょっとかなり大掛かりにしっかり考えていかなければいけないテーマであろうとは考えております。従来ODA、特に自己評価をやって、開発効果がどれだけあったかということを示していくということは、これはかなりしっかりやってきた分野でございますので、こうした分野においても、どういったことができるかということはしっかりと考えていきたいと思っております。オファー型についてもしかりということでございます。

あと、よろしければ頂戴しているご質問でございますけど、サプライチェーンの強靱化というところでの人権の問題でございますが、オファー型協力との、この人権配慮との関係でございますけれども、人権、これもちょっと先ほどのご説明とかぶるところではあるんですが、オファー型協力の推進主体として開発協力連携室がございますけれども、そのオファー型協力というものをそれぞれ因数分解してみると、個別にODAの事業を中心としているいろんなものが入ってくるという中でございます。実施主体はまちまちでございます。それぞれの主体、それ一つ一つがしっかりと自分の実施する案件を管理するという観点から、人権の問題ということも取り組んでいくということが、これは実施の責任において重要であろうと考えてございます。そうした取り組みが十分でない、あるいは制度的に担保されていないといったような事態については、開発協力連携室もしかりですけれども、政策課であるとか、開発協力総括官室といった、全体見ている部署の方でしっかりと考えていくということだと思っております。以上です。

**○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）**

はい、ありがとうございます。では、(3)の部分、「未来のための約束」のうち、若者の参画について、国連企画調整課の梶田課長お願いします。

**○梶田（外務省 総合外交政策局 国連企画調整課 課長）**

はい、ありがとうございます。未来サミットの成果を受けまして、若者の参画をどのよ

うに実質的なものにしていくのか、その政府としての考え方についてのご質問をいただきましてありがとうございます。

もちろん、外交を実施していく上で様々な関係者の意見を拝聴しまして、外交政策に反映していく、これは非常に重要なことだと我々考えております。実際に未来サミットの成果文書でもそのような視点が非常に強調されまして、若者が特にフィーチャーをされたということだと考えております。

本日も参加者の中に若者の方もいらっしゃるということで、このような様々な機会を通じまして、ぜひ我々も若者の皆さんと意見交換していきたいと考えております。実際のところ、この未来サミットというのは非常に幅広い事項を扱ったものでございまして、成果文書も非常に多岐にわたっております。ですので、若者はその中で、ジェンダーのようにクロスカッティングな要素として位置づけられる、そういったものだと受け止めております。

またこの未来サミット、先ほど申し上げました通り、非常に中身が多岐にわたるということで、国連の場でも、国連システムのあらゆる場、いろいろな場でこのフォローアップというのをやっていくということになっております。

したがいまして、外務省においても実際、国連について、幅広い様々な分野で、様々な課室が対応を行っているという状況でございまして、それぞれの部局において、どのようにその若者参画について考えていくのかということについて検討を行っていくということになっております。

これまでも例えば、経済社会理事会、ECOSOCですとか、国連女性地位委員会、CSWにも、ユースの代表の参加を得ておりますし、各軍縮の分野ではご指摘もありました通り、ユース非核特使にもご活躍いただいているという状況でございます。また、前の外務大臣ですが、上川前外務大臣は未来サミットに先立ちまして、若者との対話というものを実施しております。このような形で引き続き若者の参加について皆様とも議論させていただきながら、そのあり方を検討してまいりたいと思います。以上です。

#### ○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

ありがとうございます。外務省からの回答は以上でございます。

#### ●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

はい、どうもありがとうございました。先ほど柴田さんからもご説明ありましたように、4つの論点があるということで、未来サミットとそれから「未来への協定」(Pact for the future)の受けとめのことですね。2番目が開発資金、それから3つ目がユースの参画、4つ目がVNRということですが、提案者のご趣旨としては、開発資金とユースの参画を中心に議論したいということでございまして、時間的にも少しだけ余裕がありますけれども、未来サミットと未来への協定の受けとめ、それからVNRに関して特にございませんでしょうか。

●柴田（（特活）ワールド・ビジョン・ジャパン（WVJ） アドボカシー・シニア・アドバイザー／（一社）SDGs市民社会ネットワーク開発ユニット 幹事）

（2）②の開発資金会合に向けた方針についてお答えがなかったので、そちらをお願いします。また、クラリフィケーションとして二点お願いします。一点目ですが、先ほどの原田課長の開発資金に関するご説明の中のサプライチェーンの強靱化のところ、主体ごとに責任を持つべきというお話がありましたが、全体的に例えばJICAの環境配慮ガイドラインのように、ビジネスと人権や人権デューディリジェンスに関するガイドラインのようなものをオファー型で設定するご予定はありますか。二点目は、VNRに関し、円卓会議やユースの意見を踏まえてとおっしゃっていただきましたが、VNRに向けた映像資料の制作やサイドイベントの実施予定、それらに対するステークホルダーの関与の時期や方法について、今お分かりの範囲で教えていただけると幸いです。 お願いします。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。関連するポイントで若林さんお願いします。

●若林（THINK Lobby 所長／（特活）国際協力NGOセンター（JANIC） 理事）

コーディネーターの若林です。少し前から気になっていたのですが、私もビジネスと人権の円卓会議のメンバーで、先ほどの原田課長のお話もそうなんですけれど、それは非援助国の立場で我々は関与できないんだ、非援助国が入札をして、それを取った企業だからという話がありました。しかし、これは、ビジネスと人権の指導原則ではそうじゃないんですね。やっぱり影響力の行使とありますから。援助国である日本政府が相手国政府に対してしっかり人権デューディリジェンスのプロセスを踏んでほしいと、その過程の中で人権を守ってほしいということを相手に指導するのがビジネスと人権の根本原則なんですね。

ですから、そこは昔とは違ってですね、サプライチェーン上の本当に原石（原材料）の上流までさかのぼって、それに対してどうやって影響力を行使するかというのが全体的なビジネスと人権の原則ですから、そうやっていらっしゃるとは思いますけれど、やっぱりそれを日本、外務省の人権人道課がそれを指導しているわけですから、当然その企業も含めて、政府も、そういうビジネスの人権のプラクティスに則って、指導原則に則って人権デューディリジェンスをやっていくというのが世界の大きな傾向であります。そこを念頭に置いてですね、今後を進めていただければと思います。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

**○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）**

ありがとうございます。まず、最初の回答が漏れていました(2)②の開発資金の部分とVNRの部分は宮錦首席から。その他のサプライチェーンと、若林さんのビジネスの人権の話は原田課長からということで、説明いただければと思います。ではまず宮錦首席よろしくお願ひします。

**○宮錦（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課 首席事務官）**

すみません。回答が漏れており、大変失礼いたしました。開発資金会議につきましては、ちょうど準備プロセスというのが始まっておりまして、ご承知の通りかと思ひますけれども、アディスアベバで第1回準備会合が開催されまして、日本としても、インプットを行ったところがございます。具体的には、人間の安全保障の理念の下で、民間資金動員、透明で公正な開発金融、開発効果の向上が重要である旨をインプットしております。これらの点を国際社会に訴えつつ、2030年以降の国際的な持続可能性に対する議論も見据えながら、しっかり対応していく考えでございます。

続きましてVNR、ご指摘の点につきましてははですね、丁度、VNRの準備をし始めたという段階でございます、もちろん動画とかサイドイベント等、今後しっかり検討していかなければならないとは思ひているんですけども、今の時点で決まっていることではないので、今後、もしそういうのを作っていくとなれば、しかるべく、どのようにステークホルダーの方々のご意見をいただくかということを考えてまいりたいと思ひております。以上でございます。

**○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）**

ありがとうございます。では原田課長からお願ひします。

**○原田（外務省 国際協力局 政策課 課長）**

はい、ありがとうございます。人権のオファー型でございますけれども、私の説明がちょっと拙かったんだと思ひますけれども、もちろん大前提として、このオファー型を含めた国際協力の仕組みにおいて、その中のステークホルダーとして入ってくる民間も含めて、ビジネスと人権という論点について、しっかりと配慮をした上で実施するというのは、これは大原則なのだろうと思ひます。その上で、その仕組みをどうやって担保していくかという観点で申し上げますと、このオファー型協力という仕組みは、ある種重要な緩やかな仕組みであって、この政策的な方向性を示す中でODA資金であるとか、民間資金、あるいは国際機関のプロジェクトみたいなものを一つの方向性のもとに束ねていくという、そういった思想の下でやっているものであります。

したがいまして、それぞれの主体はそれぞれの立場から、人権の問題というところに取り組んでいるということが、これは所与のこととして求められているというのが我々の認

識でございまして、それに半ば屋上屋であるかのごとくオファー型に関して特定の枠組みを作るっていうことが、果たして適切なのかどうかというところは、よく勉強していききたいなと思っております。

私もこの分野、十分知識が伴わないところで申し上げているので、本当に申し訳ないんですけれども、ただ事案の重要性ということとはよく認識してございますし、オファー型協力含めてしっかりと人権の問題が担保されるということの重要性もよく理解してございますので、オファー型はまだ生まれたばかりの制度で、進めるべきことは多々ございます。今日いただいたご指摘も踏まえて、制度の見直しということは考えていきたいと思っております。はい。以上です。

●若林（THINK Lobby 所長／（特活）国際協力NGOセンター（JANIC） 理事）

原田課長、ありがとうございました。例えば企業ですと、ファーストティア（1次サプライヤー）、セカンドティア（2次サプライヤー）まで遡ってその原料調達まで含めてそれが人権侵害にかかわっているかどうか調査しなきゃいけないんですよ。そのために、政府も政府調達とか含めて、オファー型であれ、どんなであれ、それが本当に人権侵害に関与してないかっていうことを相手に任せるのではなく、一時的に一番影響力のあるステークホルダーは、やはり政府の資金提供側にあるので、そこを行使していかなきゃいけないというのが全体のコンテキストでございまして、そういう点で見た場合にどういうことが可能なかっていうことをちょっとチェックしていただくことが重要なこと。それが世界の潮流であり、今ヨーロッパでどんどん法制化が進んでいる原点の考え方はそういうことになるということでもあります。以上です。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。まだ例えば開発資金のお話、それから、③のユースの参画とその実質化というテーマもございまして、そうしたことも踏まえまして、ご発言をお願いいたします。今、私が認識しているのは、川和さんの手が上がっているのが認識しておりますが、他にはいらっしゃいませんね。はい、それでは川和さんお願いいたします。まずご所属とお名前からお願いします。

●川和（持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム（JYPS） 政策提言部 事務局員）

ありがとうございます。持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム、通称JYPS（ジップス）の川和ニコラと申します。ユース団体の中でアドボカシーをやっております。私からはですね、3番の未来のための協定のうち、若者の参画についてというところで、2点お伺いしたいところがあります。

未来のための協定のアクション37において、国際レベルの意義ある若者の参画というも

のを推進していくというところが書かれていて、その中のBの方ですね、国連への各国代表団に若者参画を推奨するという風なことが書かれています。今回の未来サミットの関連イベントで、アクションデイズにおいては、私を含めた日本の大学の学生、大学院生5名が日本政府代表団として、ニューヨークに渡航をしたんですけれども、まず1点目はその5名を日本政府代表団として決定した経緯に関してお伺いしたいと思っています。こういった基準で5名の若者、ユースを代表団として決定したのか。それから、その日本の政府代表団のユースにこういった活動を期待されたのか、まず1点目です。

2つ目に関しては、質問シートの方でも触られているんですけれども、DESA（国連経済社会局）が若者の声を国連プロセスに反映するために実施している、UNのユースデリゲートシステムに関してです。先月、梶田課長にもご登壇いただいたんですけれども、若者の主催でポスト未来サミットイベントを開催した時に、ユース側からこのユースデリゲートシステムに関して活用していくべきではないか、という意見があったんですけれども、外務省として今後、このUNのYD（ユースデリゲート）について活用していくことを検討していくことは可能なんでしょうか？お願いします。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。

○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

梶田国連企画調整課長は別件対応のため席を外しましたので、代わりに同じ課の徳増首席からお答えいただきます。よろしくお願いします。

○徳増（外務省 総合外交政策局 国連企画調整課 首席事務官）

どうも初めまして。国連企画調整課で首席事務官をやっております徳増と申します。まず1点目ですね。今回、未来サミットに参加いただいたということで、その一様な基準は、なかなか端的に申し上げることが難しいんですけれども、やはり機会、実際会議を行われるまでの期間であるとか、それからそれまでも、参加を表明された方々の属性だとか、強い思いであるとか、どんな理由を持っているのかとか。また複合的な要素で、今回はちょっと考慮させていただいた上で、最終的には決めさせていただいたというのが答えになるのかなと風に思います。

期待値としてはやはり、国連、広い意味ですけど、参加を若者の方たちがすることが求められているということがありますので、そこで、各々の考えを発信されたりとか、そもそもそのプレゼンスを、そこで発揮するということが、期待としては、もちろん、我々としてあります。

二つ目ですけども、ユースデリゲーションプログラムとか、そういうことに対する対応というか、方針ですけども、本当に近年では多くの国がそういったプログラムに参加し

ているということは、理解しております。我々もまさに日本政府として、こういった形で若者を代表して選出して、それから、代表のこういった代表性を持っていくのかということは、検討すべき課題でも正直あるというのが現状でして、そういったことも含めて、今度どういう風にお付き合いしていくのかということを考えている状況だという風にお答えさせていただきます。

○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

ご説明ありがとうございます。

●川和（持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム（JYPS） 政策提言部事務局長）

ありがとうございます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございます。それでは他にNGOの方でご発言をお求めの方いらっしゃればお願いいたします。柴田さんお願いします。

●柴田（（特活）ワールド・ビジョン・ジャパン（WVJ） アドボカシー・シニア・アドバイザー／（一社）SDGs市民社会ネットワーク開発ユニット 幹事）

ありがとうございます。徳増首席、ご説明ありがとうございました。検討すべき課題とおっしゃられていたので、しっかりした制度設計はこれからということかと思います。今回未来サミットに行った時に、先ほど川和さんが言及されていた、DESA、国連経済社会局のユース担当スタッフの方とミーティングを持ち、JYPSの方々と共に、実際の制度や他国の状況について意見交換やブレインストーミングをさせていただきました。一足飛びに先進的な取り組みをしている国と同じようにしてくださいというつもりはもちろんないのですが、そういうところを目指すために、まず日本として何を考えなければいけないのか、どういうことができるのかについて、ぜひ別途ご訪問させていただき、ユースの方を交えて、ブレインストーミングのような機会を持たせていただければと思います。よろしくお願いします。

○徳増（外務省 総合外交政策局 国連企画調整課 首席事務官）

はい、どうもありがとうございます。ぜひ我々も今回、そういったニューヨークに行かれた方々のフィードバックというのは、せっかく、そういった機会があったということで、ぜひ受け止めたいたいなと思っておりますし、そもそもの大前提として、やはり若者の皆さんと、会話とか参加ということについて、今後こういった形が良いのかということについて、やっぱり皆さんと共に議論させていただきたいなというようなことが基本スタンスで思っ

ております。おっしゃるように、今私たち日本がいるところから、その積み重ねをしてきた国というところまでいっぺんに行くというのは、いろいろと実務上の課題はあると思うのですが、じゃあどうやったら一歩ずつ、そういうところに近づいていけるのかというのは、やはりその前向きな気持ちで、話していければいいのかなと考えています。

●柴田（（特活）ワールド・ビジョン・ジャパン（WVJ） アドボカシー・シニア・アドバイザー／（一社）SDGs市民社会ネットワーク開発ユニット 幹事）

ありがとうございます。はい、ぜひお願いします。ここ10年ほど国連の会議へ参加しておりますが、前々回のVNRでJYPSの方がフロアからコメントをされたり、今回ニューヨークに行かれた若者たちも様々に活躍されていました。そのような日本の力のある若者たちが、ぜひ国際的なエンゲージメントを強められるように議論させていただければと思います。よろしくお願いします。

○徳増（外務省 総合外交政策局 国連企画調整課 首席事務官）

はい、よろしくお願いします。ありがとうございます。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

やり取りどうもありがとうございます。川和さん、それから、他、ユースの団体の方でご参加の方もいらっしゃるかもわかりませんが、追加のご発言等あれば、なければそのままでも構いませんが、いかがでしょうか？大丈夫でしょうか？

はい、ないようですね。はい、それでは、他、この本件に関しまして大丈夫でしょうか？どうもありがとうございました。それでは次の案件に移らせていただきます。

## (6) ブラジル議長国下におけるG20首脳会合の結果と市民社会による活動報告

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

次は、6番の、ブラジル議長国下におけるG20首脳会合の結果と市民社会による活動報告です。これはNGO側からの提案でございまして、堀内さん、ご発言の方、お願いいたします。

●堀内（（特活）国際協力NGOセンター（JANIC） シニアアドボカシーオフィサー）

国際協力NGOセンター（JANIC）の堀内と申します。私からは、「ブラジル議長国下におけるG20首脳会合の結果と市民社会による活動報告」と題した議題を提案いたします。議題の背景につきましては、この後、日本政府の方からブラジルG20の結果について、概要も含めて説明があるかと思っておりますので、議題に関わる問題点、なぜ議題に挙げるのかということについて簡単にご紹介します。G20サミットに向けてはグローバルな市民社会がこ

れまで政策提言等を行ってまいりまして、日本においても、2019年に開催されたG20大阪サミットに向けて日本の市民社会、NGO、市民社会組織が政策提言を行ってまいりました。その経験が、昨年広島で開催されたG7サミットでの活動にも引き継がれています。昨年度のODA政策協議会において、「インドG20サミットの評価、ブラジルG20サミットへの期待および市民社会による提言」と題した議題を提案して取り上げています。このODA政策協議会においても、G20に関する議題を度々取り上げていますので、そのフォローアップとして、今回議題を提案しました。

事前質問として4点挙げていますが、今回このODA政策協議会の場でもお答えいただけるということです。簡単にご紹介します。今年のG20首脳会合での目玉の1つとして、ブラジル政府が提案した「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」の発足があります。こちらについて日本政府として資金供与を含め、どのような関わり方を検討しているのかを伺えればと思います。2点目が、今年の7月に開催されたG20財務大臣会合において、的を絞った譲渡的資金の支援を行うと述べられております。これはまさに、ODAに関することだと思えます。そこで、この的を絞った譲渡的資金について、外務省としてどのような政策を検討しているのかについて伺えればと思います。3点目は、この財務大臣会合の声明において、「国際租税協力に関するG20閣僚リオデジャネイロ宣言」を公表したということです。その中には、超富裕層の個人を対象に含む、公正かつ累進的な課税を促進するとも述べられています。飢餓と貧困の対策に加え、もう1つ今年のG20の目玉としては超富裕層への課税が挙げられると思えますが、地球規模課題解決に向けた資金供与の1つとして、国際連帯税の導入について、日本政府・外務省としてどのような見解を持っているのかについて伺えればと思います。4点目は、それに関連してですが、国際課税制度について現在、国連総会の場で議論が進んでいます。国際租税協力に関する国際枠組み条約のTORについて、8月に行われた政府間特別委員会では、日本政府は反対に回りました。反対票を投じた理由について説明いただければと思います。

議題の論点として、G20リオデジャネイロ・サミットの経過概要を報告いただければと思います。さらに、短くですが、市民社会の活動についても私からご説明できればと思います。

G20には公式のエンゲージメントグループというのがあり、市民社会のCivil20（シビル20、C20）もその1つです。今年のC20は、ブラジルの市民社会ネットワークが主催しまして、91か国から1,700以上の団体が参加をし、2,500人以上がワーキンググループに参加したということで、かなり大規模なものとなっています。資料に書いてあります通り、10のワーキンググループによって政策提言書が作成され、これはまず7月に開催されたシェルパ会合に提出されました。その後、11月11日には、ルーラ大統領とエンゲージメントグループの対話が行われ、そこでも政策提言書が発表されています。その2日後の11月13日には、リオデジャネイロにおいてC20サミットが開催されました。ロサンジェラ・ルーラ大統領夫人が参加し、C20政策提言書を受け取りました。こちらについては必ずルー

ラ大統領に届けるということと、ブラジル政府もしっかり取り組んでいくという発言がありました。このように、C20は1年をかけて10のワーキンググループで政策提言を行ってきました。今年のもう1つの目玉として、ブラジル政府がG20ソーシャルという取り組みを行ったことが挙げられます。これは、エンゲージメントグループが集まって、G20首脳会合の直前に3日間にわたって様々なイベントや催し物、コンサート等を開くもので、50,000人以上が参加したと聞いています。私も、C20サミットやG20ソーシャルサミットに参加するためにリオデジャネイロに参りましたが、リオデジャネイロの中心部に巨大な国際会議場が設置され、そこで3日間にわたって150以上のワークショップや勉強会が開催されました。いわゆるブース出店等もあり、3日間にわたってコンサートが開かれ、しかもそのコンサートのテーマが飢餓と貧困に対抗するグローバル・アライアンスに関するもので、その文字がステージに出て、非常に大きなメッセージになったと思います。このソーシャルサミットの閉会式にルーラ大統領が登壇し、「エンゲージメントグループを含むG20ソーシャルサミットは3つ目のトラックである」との発言がありました。より包摂的でより多様な声を聞く場としてこれを機能させることができた、と言っていました。このように、エンゲージメントグループの対話をブラジル政府は議長国として、非常に積極的に進めていただけたというのは大変評価しているところでございます。

ひとまず私からの報告を以上とし、外務省からの説明を伺いたいと思います。

#### ●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。

#### ○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

ありがとうございます。この議題については、外務省からオンラインで、経済局政策課の柴田首席に参加していただいています。柴田首席、よろしくお願ひします。

#### ○柴田（外務省 経済局 政策課 首席事務官）

よろしくお願ひします。皆さん、長い時間の会議、大変お疲れ様です。最後のG20の部分ということで、経済局の私から説明させていただきます。

11月18、19日と2日間にわたり、ブラジルのリオデジャネイロでG20サミットが開催されました。今ご報告があった通り、ブラジルが議長国として、飢餓・貧困との闘い、グローバルガバナンス機構改革、そして持続可能な開発とエネルギー移行が、ブラジルの優先順位事項でした。今回のG20サミットでは、ロシアによるウクライナ侵略が継続し、中東情勢が一層緊迫化する中、持続可能な開発、飢餓・貧困対策、国連改革や国際開発金融機関改革を含むグローバルガバナンス改革、気候変動・エネルギー移行をメインテーマとして議論をしました。

石破総理はG20には総理として初めての出席になりましたが、ブラジルが重視する飢餓

と貧困に対するグローバルアライアンスに対する積極的な参画の意向を表明するとともに、気候変動・エネルギー・環境、そして石破政権が特に重視している防災など国際社会の課題に共に取り組むとセッションで発言し、強調していただいております。また、日本が、ウクライナに対するロシアの侵略以降、一貫して言ってきたことですが、法の支配に基づく国際秩序への明確な挑戦であるということ、そして特にエネルギー関連施設等への攻撃を非難し、最近のロシアと北朝鮮の軍事協力の進展に深刻な懸念を示しつつ、公正かつ永続的な平和を実現すべきであると主張しました。また、中東情勢について、事態の早期鎮静化に向け、全ての当事者が自制し、国際法を遵守する必要性を主張しています。また、このG20はともすれば、先進国対途上国という捉え方をされます。けれども、G20のメンバーで世界のGDPの8割を占めるわけですから、G20のメンバー全てが、世界の持続可能な経済・成長・発展に対して責任を共有するということが今回強く訴え、成果文書であるリオデジャネイロ首脳宣言にも共通の責任を共有することが盛り込まれました。

各セッションのポイントについて、簡単にご説明します。最初の飢餓と貧困との闘いでは、ブラジルがリードしてきたこのイニシアチブに積極的に貢献していくということ、ブラジルに対して持続可能な農業の実現に向けて協力してきたということ、そして、アフリカに対してもTICADのプロセスを通じて質の高い成長を共にパートナーとしてサポートしてきたということを発言してもらっています。気候変動についても、1.5°C目標と整合する形で野心的なNDCを策定し、実行することが重要であると、また、これは去年の広島サミットの際にも言ったことですが、各国の事情に応じた多様な道筋の下で2050年のネットゼロという共通目標を達成したいと言及しています。環境については、プラスチック汚染の話、また、ブラジルがリードしているバイオエコノミーハイレベル原則への支持を述べるとともに、防災については、日本国内で現在取り組んでいる防災庁の設置に向けた動き、そして、仙台防災枠組みの着実な実施、各国に対する防災分野での協力を引き続き強化していくと述べています。

セッション2のグローバルガバナンスでも、G20のメンバー全てが、国際社会の法の支配に基づく秩序を保っていくために責任を共有しているという認識の下、地政学、国連改革、国際開発金融・WTO・AIといったものについて言及しています。特に安保理改革について日本は長年にわたって主張していますが、常任理事国と非常任理事国双方の拡大を支持するというところでやっています。

結果として取りまとめられたG20リオデジャネイロ首脳宣言の概要ですが、冒頭に世界経済の効果的な管理に対する共同の責任を共有しているということ、世界経済の軟着陸に対して良い見通しを持つ一方で、不確実性が高まり、下振れリスクが高まっているということに言及しています。地政学のところでは、総論として、武力の行使、武力による威嚇を慎む、国際人道法・国際人権法を含む国際法の下での義務を果たさなければならないということに明確に触れた上で、中東情勢について深い懸念、そしてガザにおける包括的な停戦とレバノンにおける停戦の順守について述べています。ウクライナについては、ウク

ライナにおける戦争が、世界的な食料・エネルギー安全保障、サプライチェーン等に負の影響を与えているということを強調し、包括的で公正かつ恒久的な平和を支持する全ての建設的なイニシアチブを歓迎するという、そして、核不拡散のところで核兵器のない世界という目標の推進を再確認することを謳っています。社会的包摂、飢餓・貧困との闘いについては、飢餓と貧困に対するグローバルアライアンスに言及するとともに、食料安全保障、そしてユニバーサル・ヘルス・カバレッジに触れています。開発金融のところでは、資金流動性の課題に直面する脆弱国への支援を求め、透明性、相互の説明責任の重要性に留意しています。ジェンダー平等についても項を設け、そして、防災について国際的な防災協力の加速を約束しています。気候変動についても、ちょうど時を同じくして、COP29がアゼルバイジャンのバクーで行われた直後だったので、そうしたところでの成果を連携させていくという認識の中で1.5℃目標とNDCの話を書いています。エネルギー移行についても、非効率的な化石燃料補助金を中期的に段階的廃止をしていくと、これを確実に実施していくと、そしてプラスチック汚染とバイオエコノミーについても項を立てています。グローバルガバナンス機構改革については、安保理が21世紀の現実および要請に整合的で、より一層の代表性、包摂性、効率性、実効性、民主性および説明責任のあるものにしていく、そして透明性のあるものにしていくということを改めて誓っています。国際金融についても、より良く、より大きく、より効果的なMBDsということを改めてここで述べ、低中所得国に対する債務脆弱性への対応の重要性を改めて強調しています。WTOについても、無差別で公正で開かれた、包摂的で公平的、持続可能かつ透明性のある多角的貿易体制が重要だということを改めて強調し、WTO改革に向けて取り込む決意を表明しています。最後にAIの国際的なガバナンスについても触れた上で、来年は南アフリカ、正確に言いますと、この12月から議長国が南アフリカになっていますが、2026年に米国が議長を務めることにも触れています。G20リオデジャネイロ・サミットについての結果概要の報告は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

ありがとうございました。外務省からの回答は以上です。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございました。それでは、NGO側からです。では、堀内さん、お願いいたします。

●堀内（（特活）国際協力NGOセンター（JANIC） シニアアドボカシーオフィサー）

柴田さん、ご説明ありがとうございました。まず、今のご発言について私から話をして、追加の発言もできればと思います。

今年のG20サミット首脳会合の概要について、大変丁寧にご説明いただき、ありがとう

ございました。11月21日に、C20としてG20首脳宣言に対する声明を発表しています。ここでは、いわゆる強靱なマルチラテラリズムとか、ウクライナ・ガザ・レバノンへの支援、また、国際財政構造の改革、ジェンダー平等、教育、税制など様々な議題について、G20で積極的に議論されたことを歓迎するというかなりポジティブなメッセージを出しています。一方で、飢餓と貧困、気候変動などについて、より踏み込んだコミットメントを求めるといふ、期待を込めての声明を出しています。

最後に、社会参加、ソーシャル・パティシペーションについて、首脳宣言の中を見ますと、エンゲージメントグループに関する言及は実は一箇所しかなく、結語のところで、エンゲージメントグループの提言を歓迎する、という文言があります。一方で、先ほど私から報告した通り、エンゲージメントグループは一年かけて提言書を作り、独自のサミットも開き、G20の代表者・議長とも対話し、建設的な提言を行っているということ、そもそもエンゲージメントグループは公式な位置づけですので、G20の一部でもあるということが言えますので、ぜひ、それぞれのエンゲージメントグループからの提言をしっかり受け取って、より積極的な議論をしていただければと思っています。

先ほど、南アフリカに議長国が移ったというお話がありましたが、市民社会の方も、南アフリカの市民社会を中心に今、次のC20の準備を進めています。実は、昨日と今日、南アフリカの市民社会がウェビナーを開催し、どのような提言を作っていきたいか、どういったプロセスにすべきかを参加型で議論しています。南アフリカ政府が12月1日に議長国に就任した際、いくつかの発表を行い、その中で優先行動が発表されています。その1つ目が、災害レジリエンスの強化です。ですので、まさに現在日本政府が進めている防災庁の設置や災害への対応の強化も、2025年のG20サミットの主要議題と重なってくるかと思えます。市民社会としても注視をして、政策提言していきたいと思っています。

エンゲージメントグループに関して言いますと、日本においてもG7、G20の機会に日本のシェルパやサブシェルパとの対話をこれまで行ってきました。特にG20の議長国となった2019年、そして2023年のG7サミットでは、様々な機会に、日本シェルパと市民社会の対話が行われました。今後、サミットが、G7の場合は7年に1回、G20の場合は20年に1回、回ってくるということで、その間、7年、20年と空きますので、少なくとも年に1、2回程度は、ぜひ日本のシェルパと日本の市民社会が、G7とG20にそれぞれ参加しているメンバーとして対話や連携を行っていただければと思っていますので、ぜひこちらもご検討いただければと思います。

また、これらを踏まえてですが、外務省への事前質問をお送りしていましたが、そちらについてもぜひご回答いただければと思います。以上です。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

はい、ありがとうございます。

○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

はい。では、柴田首席から事前質問でお答えできる部分をお願いいたします。

○柴田（外務省 経済局 政策課 首席事務官）

ありがとうございます。事前の打ち合わせでも、サミットを担当している課長補佐からある程度お答えを差し上げているかと思えます。この場で皆さんに改めて申し上げたいと思います。

グローバルアライアンス、この飢餓と貧困に対するものをブラジルが非常に重視した中で、今回立ち上げということになりました。これは資金に加え、各国の飢餓・貧困対策についてのベストプラクティスの共有をすることが1つの大きな柱になっています。日本は当然、途上国に対する飢餓・貧困支援を長年にわたって行っています。これは二国間のODAでもそうですし、JICAを通じて実施しているものもそうですし、国際機関経由のものもそうです。もちろん、市民社会の皆さんに国際協力を担っていただいているところも非常に多くあると承知しています。そういった日本のこれまでの知見を言わばツールボックスとしてG20各国で共有していくと、あるいは、これまでのそういう資金貢献も技術協力を含め、共有していくということです。現時点で、このグローバルアライアンス自体をその受け皿、受け取り手として資金拠出をするという話が現実のものとして動き始めているという話は、今のところ形としてはございません。引き続き、各国がやっているものをまず集めていくというところで、これ自体に資金的な受け取り手、資金を受け取った以上は、このグローバルアライアンスというものが、そのエージェントとして、開発協力の主体として動いていく、事業を行うということが当然期待されるべきだと思いますが、仮にそういう風な形でこのアライアンスが進んでいくのであれば、ゆくゆくはそういうこともあり得るだろうと思っています。現時点ではまだ立ち上がったばかりですので、コンセプトとしてブラジルからそういう説明を聞いているところです。

次に、事前質問の中で、7月のG20のところで、特に財務トラックの話ですので、外務省の我々が一義的にその場にいたというわけではない中ではありますが、当然全ての閣僚分野で議論されたものが首脳トラックに流れてくると。最後の首脳外交を預かるのが我々外務省であるという観点から、我々が理解する限りにおいて、お答えさせていただきたいと思っています。この的を絞った譲渡的資金の支援ですが、そういう意味では外務省としてというよりは、日本政府として、あるいはG20の財務の合意文書ですので、各国の財務当局がどういうことを意図しているかということになるろうかと思いますが、これは開発金融における課題に対して、各国個別の解決策というのが様々な政策措置の組み合わせに基づくものであるということが、このところで述べられています。国内資金の動員であるとか、キャパシティビルディング、あるいは民間資金フローの呼び込み、そして、譲渡的資金というもの。こういうものを適切に組み合わせて開発協力を進めていくということです。こ

の譲許的資金というものに、特段具体的な政策対応が含意されているわけではないですが、的を絞ったというのがあるということはどういうことかと言うと、裏を返せば的を絞らない譲許的資金というものを避けていくべきだということなのだと思えます。的を絞らないというのは、要は開発協力に使える資金というのは官民間わず有限であって、それらが特に国の公的資金の場合は原資が税金であると。納税者から預かっているものを政府が抛出していく形になりますので、そういう中での的を絞らない形で譲許的資金を、ただ先進国から途上国の側に資金が入って流れていけばいいというわけではなくて、途上国のプライオリティですね、その優先的に手当てをしていくべき分野に的を絞った形で、より効果的・効率的な資金の運用がなされるべきであるという趣旨で、的を絞った譲許的資金と書かせていただいています。

その次のご質問で、これも国際租税協力に関するG20閣僚リオデジャネイロ宣言で、税の話ですが、外務省としてお答えするところであれば、超富裕層の個人を対象とした累進的課税も財務トラックで議論されていますが、実施面での課題の分析等を含めた国際的な議論が必要であって、それに対して日本として積極的に参画していくということです。もちろん、国内における税制改正事項というものは、議論する項目も含め、政府・与党の税制調査会等において検討されるものであって、現時点で特定の富裕層課税というものを日本政府が国内で導入しようと考えているということではありません。

これも次の租税関係の話に関係しますけれども、国連総会の国際租税協力に関する国連枠組み条約についてTORの採択につきまして日本は反対票を投じています。これも議論の中で、包摂的で効果的な国際租税協力の促進のために重要な要素であると合意されている広範なコンセンサスというものがまだ、この決議案に十分に反映されていないということから、反対票を投じているということでございます。

包摂的で効果的な国際租税協力というものが、税の世界においては極めて重要だと思っているところでして、日本以外にも反対・棄権した国は多くございますけれども、引き続き議論に参画していきたいと思っております。税の問題というのは多分に国内政治マターにもなるところで、また、各国の主権にとって一番センシティブな部分でもあると思えます。なので、途上国において、それぞれの国がどういう徴税ができているのか、その税というのは納めるべき人や法人が行っている経済活動をどれだけ正確に把握できるか、そしてどれだけ公平性、中立性を担保した形で徴税・課税ができるのかという、各国の行政組織のキャパシティに依存するところも非常に大きい。その中で、あるところのグループの経済活動が正確に把握することができない一方で、把握しやすい経済活動をしているところだけから課税すると、それが国内主体であれ国際的に活動する企業法人等の主体であれ、そういう議論ではなかなか包摂的で効果的というところが担保できるのかということもあって、引き続き日本としてはこういう議論を続けていきたい。現時点でコンセンサスが得られていて、安定的で予測可能な国際課税制度というところに行くにはまだまだもう少し議論が必要なのではないかと、税に関する各国の能力開発、キャパシティビルディングの部

分であるとか、そういったところも加味しながら、効果的かつ包摂的な国際租税協力というものを進めていきたいところです。このあいだのG20リオデジャネイロ・サミットの首脳宣言においても、我々の国際租税協力は包摂的かつ効果的であるべきであるとともに、幅広いコンセンサスに達することを目指すべきであると。我々は、当然日本も含めですけれども、G20として国連における国連枠組み条約とその議定書の策定に関する建設的な議論を継続することを述べておりますので、引き続きそうした議論を続けていきたいところです。

○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

ありがとうございました。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。他に大丈夫でしょうか。はい、まずお名前からお願いします。

●重田（（特活）国際協力 NGO センター（JANIC） 政策アドバイザー）

JANICの政策アドバイザーの重田です。最後の国際租税制度の改革についてですが、グローバルタックス（国際連帯税）の議論は10年以上前からずっと続けられていて、自民党の中にも勉強会や議員連盟ができたり、結構長い間取り組みをやっているわけです。その結果として、いまだに反対票を日本政府が投じているというのは、やはりそれは外務省だけの意見ではなくて、財務省の意見とか政治家の方の意見が強いのではないかと思います。隣の韓国では国際協力分野に国際航空券税を導入したりと色々やっているのですが、日本の政府の場合観光開発にこの国際航空税を導入することが決まって、ちょっとそれは違うじゃないかというのは、この関係者による話です。やはり税制の130万円の壁と一緒に今回議論されています。やはり国際租税制度協力の改革はかなり政治絡みの関係の議論で、少しその辺の議論も教えていただけられたらと思います。以上です

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

ありがとうございました。よろしいですか。

○柴田（外務省 経済局 政策課 首席事務官）

はい、ありがとうございます。まさに色々な形で金融取引税であるとか国際航空券税、いわゆる国際連帯税と言われるような話が長らく議論されてきていて、先ほどこちらに来ていた地球規模課題審議官組織の方でも、まさに国連等の場で行われてきた革新的な資金調達であるとか、そういったもので実際に税制改正要望のところまで行ったところもありました。その後、コロナの話とかがあって、そういった国際的な、グローバルな人の動きについて、これをいわゆる課税対象として捕捉することが適切かどうか、タイミングとし

て適切なかどうかとか、そういった議論もあったと承知しております。

その上で、おっしゃられた通り、これは所得税に限らず法人税にも絡んできますし、今言ったような人の移動であるとかお金の移動に対して何を課税対象とするのか、また、どれだけの累進性を設けるのかということ、そしてその税収をどういう歳出目的に当てるのか、これを目的税とするのか、あるいは一般財源とするのかとか、考えなければいけない変数が非常に多いのだと思います。

そこはすいません、今この瞬間、私の立場での、あるいは私個人の知識・見解を大きく超えるところではありますけれども、これだけ長らく議論がされてきていて、まだそういうところに結実されていない、つまり日本として国際的な課税・租税協力のあり方について、まだ国内はもとより、国際場裡においてもコンセンサスが取れたとは見なせない現状にあるというのは、それだけ税というのは考えなければいけない要素、あるいは利害関係者、つまり直接に恩恵を受ける人、あるいは直接に税負担が何らかの形で増える人や企業のことを考えなければいけないと、それだけ議論をし尽くすには、大きい深い議題なのであろうと思っています。

●重田（（特活）国際協力 NGO センター（JANIC） 政策アドバイザー）

ありがとうございました。

●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

どうもありがとうございました。それでは時間になりましたので、この議案も終わりとさせていただきますと思います。

○柴田（外務省 経済局 政策課 首席事務官）

ちょっと早いですけれども、良いお年を。またよろしくお願い致します。

○大河（外務省 国際協力局 NGO協力推進室 首席事務官）

皆さん。お疲れ様でございました。閉会挨拶として、国際協力局審議官／NGO担当大使の日下部審議官お願いいたします。

○日下部（外務省 国際協力局 審議官／NGO担当大使）

外務省の日下部でございます。本年度第2回目のODA政策協議会の閉会にあたってご挨拶を一言申し上げます。

まず、JICA地球ひろばを使わせていただきまして、JICAに感謝いたしますとともに、対面とオンラインで多くの参加者に出席していただきましたこと、大変喜ばしく存じております。加えて、日頃からODA政策協議会の調整にご尽力されているコーディネーター、NGOの皆様にも改めて感謝いたします。

本日は6つの多岐にわたるODAの重要課題が取り上げられて、対面やオンラインを通じて率直な意見交換をすることができました。これまでは外務省側に、もっと玉を出してほしいとかいろんな話があったと思いますけど、今回は外務省側からとしてもご説明したいことがたくさんあったという点でも、NGO側からも押したいことがあったということで、非常にバランスが取れて良かったのではないかと考えております。それからまた回答の方も、横で聞いている限り、みんな真摯にお互い回答していたのではないかと思います。大変有意義な意見交換がされたと思っています。

ODAについては、冒頭、若林さんのご挨拶もありましたけれども、かなり厳しい声の中にあるということで、世間の風は必ずしも暖かいわけではないと。したがって、もちろんこの予算を増やしたいとか、そういう声も強いんですけども、一方、必ずしもそうじゃない声も世の中には多いので、そういうのにどう立ち向かっていくのかということになれば、皆さんも我々も同じ方向を向いているんじゃないのかなと思っていますところであります。したがって、そういった力を合わせながら、ODAに対する世間の見方を少しでもよく、応援してもらえるようにしていきたいと思っていますところでございます。

また、国際協力局の機構改革の説明もありましたけども、その意味というのは国際協力を強化するというのが根底の考え方であり、いまオファー型についても新しく始めて、まだオファー型を始めたことによって、何かすごい成果が出ているかということ、始まったばかりでございますので、これからというところでありますけども、仕込みはどんどん行っているところであります。いろいろ仕込むときにも、大使館なり現地のJICA事務所、それから現地にいるODAに関わる日本企業の方々、そういった方々のいろいろな知恵でもって、いろいろ作っていかなくてはいけないということがあります。東京でこうやって皆さんといろいろ意見交換するのも非常にいいし、また、皆さんの中でも海外で活動されている方がいれば、在外公館あるいはJICA事務所とも意見交換していくというのも、それはそれで非常に意味があるかなと思っていますところでございます。

こうした政策協議会ですけれども、今日も非常に有意義な議論ができて大変良かったと思いますし、今後もまた引き続き、今年が最後の政策協議会だと思いますけれども、来年以降もいい議論を続けていけたらなと思っていますので。本日はどうもありがとうございました。

#### ●岡島（（特活）関西NGO協議会 理事）

皆様、長々ありがとうございました。お疲れ様でございました。第2回ODA政策協議会、これでおしまいいたします。お疲れ様でございました。